

# 第37回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成22年9月27日(月曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 0 9 時 3 1 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。ありがとうございます。

過日は、町主催の敬老会、議員の皆様方には、それぞれの地区でご出席をいただきました。ありがとうございました。高齢者の方々も、さぞ満足をされているんじゃないかなというふうに思っております。自治会長をはじめ、本当の多くの皆様方にお世話になりました。本当にありがとうございました。

また、先日は、小学校の運動会、またこれも、それぞれの地区でご出席をいただきました。ありがとうございました。秋晴れの中で、本当に暑い中でしたが、いい運動会ができたんじゃないかなというふうに思っております。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、1名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、一般質問であります。14名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず初めに、4番、敏森正勝君。

〔 4 番 敏森正勝君 登壇 〕

4番（敏森正勝君） おはようございます。4番議席の敏森でございます。

県道行き止まり路線についてお伺いしますが、答弁は、簡潔明瞭をお願いをいたしたいと思えます。

町内には、県道中三河佐用線、多賀相生線、塩田三日月線、又、最近交通量の多い、因幡街道横坂下徳久線の幅員狭小など、車社会に大きな障害を与えていると思われま。

今、話題になっている、県道中三河佐用線の道路新設工事計画の陳情はされていると聞きましたが、現在、どこまで進んでいるのか伺いたしたいと思います。

特に、緊急車両の装備は進んでいても車道がなければ役に立ちません。合併以前から話があり、議員においても、昨年の産建委員会で現地踏査を行いました。その後、当局においても音無しの状態になってしまっているのではないのでしょうか。

現地を踏査してみると、長谷側より中三河側との高低差があり、長谷側は角度が比較的ゆるやかな状態であるが、中三河側は山が急斜面でトンネル方式の工法しかしにくい、又、トンネルにすれば、相当長いトンネルにしないと角度がゆるやかになりません。現在であれば、どの様な工法でも対応できるかもしれませんが、完成しても利用できる安全な道路でなくては必要ありません。

県との協議の上、調査結果、できるのか、できないのか発表し、地元住民に納得のいく

説明が欲しいと思います。

又、第2案があるのか、ないのかも伺いたいと思います。

そして、多賀相生線、塩田三日月線、横坂下徳久線においても地理的条件が違うが、これらについても伺いたいと思います。

これらの道路は県道であり、県管理を町がするものでありませんが、町民のために県への働きかけが大事であります。

以上、この場での質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 改めて、おはようございます。早朝から、ご苦労様です。

彼岸を境に、本当に急に季節が進んで、秋らしくなってきました。

昨日は、議長もごあいさつのとおり、非常に秋晴れの絶好の運動会日和の中で、町内10小学校の運動会が、無事行われました。議員の皆さん方もご出席をいただきまして、どうもお疲れ様でございました。今日からの一般質問、14名の議員の皆さんから通告をいただいております。今日から、3日間の予定でございますので、どうぞ、よろしく願いをいたします。

それでは、まず敏森議員からの県道行き止まり路線についてのご質問にお答えをさせていただきます。

県道の改良、整備につきましては、これまでもずっと継続して、県へ要望を重ねてきてまいっておりますけれども、現在、車両通行不能の県道は、町内に5路線ございまして、その中で、県道中三河佐用線は、三河方面から佐用町市街地、また、消防署、中国縦貫道路佐用インター、あるいは国道373号への最短ルートとなる路線でありまして、合併以前から、三河地区、長谷地区の自治会において熱心に協議をされ、合併後の平成19年度に改良促進協議会が設立をされまして、通行不能区間の整備促進に向けて県への要望を、活動が取り組まれてきたところでございます。

しかしながら、佐用町内の交通ネットワークを考える中で、町内での県道、町道の整備といたしましては、まず、昨年度に事業採択をされました国道179号、いわゆる徳久バイパス。また、合併支援道路として整備が進んでおります、県道上三河平福線の早期の完成を最重点として取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

現段階におきましては、国、県の財政状況の悪化と、公共事業費削減が続いている中で、この中三河佐用線についての事業採択は、非常に難しく、調査についても、実施は、困難な状況であろうかというふうに判断をします。

ただ、今後ですね、時期を待って、今後の事業路線に位置付けていただくために、引き続き、地域住民の皆さん方と共に、粘り強く県に要望を続けていきたいというふうに考えております。

次に、多賀相生線、また、塩田三日月線、横坂下徳久線等についてでございますが、多賀相生線は、奥多賀から町境に向かって、約2.5キロ。塩田三日月線は、上本郷大内谷から町境に向かって、約2.0キロの区間が通行不能区間でありまして、また、横坂下徳久線については、中国縦貫道を挟んで幅員が狭小で見通しも悪く、特に、下徳久側については、未整備区間が多い状況であることも、よく承知をいたしております。これらの県道におきましても、県道中三河佐用線と同様にですね、今後、引き続き、粘り強く県に働きかけていかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問を許可します。敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） 質問が、重複したり、あるいは答弁を聞き漏らしたりしているかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほどの件でございますが、県に計画があれば、納得ができるわけなんですけれども、先ほどの答弁の中では、もうひとつはっきりしないという状況でございます。

まず、5箇年計画、10箇年計画の中に組み入れていただくようお願いをしたいなというふうに思いますが、その点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まず、こういう路線をですね、改良し、また、特に、こういう通行不能区間のような所をですね、全面的に、新しい道路として、トンネル化を含めた計画等、非常に大きな事業費も要します。そういう事業につきましてはですね、県の、今、お話の、この整備計画にですね、きちっと位置付けを、まず、していただくということが、まず第一段階であります。そういう中から、県の財政状況や、いろんな事業との兼ね合いの中で、調査に入っていただくという段階を踏んで、また実施ということになるわけなんですけれども、そういう意味で、現段階においてはですね、まだ、この計画路線の中に、今後の計画、事業実施路線の中にですね、まだ入ってないということでありますのでね、そういう計画、今後の整備計画路線に位置付けていただくように要望を重ねていくということであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 県が、率先してやらないと、誰もしないということでございますが、地域の住民が、一番不便を感じているのではないかなというふうに思います。

合併して、もう5年、町内一円、くまなく道路の整備ができているとは思ってはおりません。特に、町道は、80パーセント以上、生活用道路として整備ができていると思っておりますが、県道においては、緊急な、高度利用が必要な道路ほどできていないのではないかなというふうに思います。

問題点として、山崎断層に近い中三河佐用線となっておりますが、構造上、技術面としての考え方は、どうなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この路線については、先ほど言いましたように、まだ調査も十分に

ですね、されておられません。どういう地形、地質なのか、そういう構造的なことについては、今後の課題ですけれども、地形的にですね、議員もお話のように、非常にまあ、三河側からと長谷側ですね、佐用側とは、高低差が非常にあるということです。で、旧県道、今、路線についてはですね、長谷側から三河の方に向けては、非常にまあ、ゆるやかな形で上っておりますけれども、それから一気にまあ、千種川の方へですね、下ると。そこは、現在の路線では、葛折でこう、下りていくようなですね、本当に歩いて、なかなか急で歩きにくい、昔、よく、こんな所を皆さんが、車力、自転車とかね、そういうもので通られていたなというふうに感心するような所ですよ。ですからまあ、当然まあ、その今の路線の、そのままでね、改良することはできません。まず、現在の、これからの道路というのは、車両、車が通行、十分にできる道路ということで、考えていくわけですけれども、そうすると、もう、あの地形から見れば、私も、あそこ踏査して、見ましたけれども、もうトンネル化しか、方法はないなというふうには、考えるところです。

ただまあ、同じ場所じゃなくてですね、もう少し位置をずらして考えていけば、トンネルではなくて、その普通の道路としてできるかもしれませんけれども、ただまあ、その上流にですね、この上三河平福線という形でですね、現在改良が進めていただいているところです。ですからまあ、県としては、まず、あそこに、佐用と三河を結ぶ線としてですね、位置的には、若干こう、違いますけれども、上三河平福線、それから中三河佐用線という2本のまあ、路線があるわけでありまして、その中で、上三河平福線というのが、まだ、かなりまあ、これも改良がしていただいておりますけれども、まだまだ、未整備区間が残っております。この区間を、まず手を掛けていただいておりますので、合併支援道路として、できるだけ早くですね、全線を改良を完了していただくということが、まず、町としても、お願いをしていく点で、重要ではないかなというふうに思っているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 全くの素人ですので、分かりませんが、あの地形から見ますと、トンネルしか、仕方ないんじゃないかなというふうに思います。

まず、先ほど言いましたように、山崎断層に近いということで、トンネルというのは、地震に強いのかどうなのかなというふうに思うんですけれども、その点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 構造の専門家ではないですから、私が、答えるのは、適当ではないかと思うんですけれども、全国いたるところに、地震帯はありますけれども、それは、それで、その地形なりを調査して、地質なりを調査してですね、きちっとまあ、それに耐える構造的なものというのは、設計をされて、実際に施工される場合には、施工されますのでね、そういう点は、心配ないというふうに思いますけれども。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 町道において、生活用道路として、住宅から住宅までをつなぐ道路を認定しておりますけれども、県道である唯一の道路が行き止まり路線、道路で、しかも佐用側は、町道に劣る道路としか言いようがないのではないかなというふうに思います。

狭小区間、約1キロ、奥多賀の、奥多賀でなしに、奥長谷の家のある所まで見ますと、約1キロほど狭小区間がございます。幅員にして、約2.5メートルから3メートル。河川と道路との高低差が2メートルもないところもあります。道路管理ができにくい所がありますが、将来を見込んでの町としての要望は、これらについて、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、道路ネットワークとしてのですね、県道の役割、集落間、また、地域間を結ぶですね、そういう役割についても、当然まあ、これを整備していただくことの要望は続けて参ります。重要であろうかと思っておりますけれども、それと同時に県道におきまして、日常の生活道路としての役割も非常にあります。その中三河佐用線におきましてですね、奥長谷地域の集落におきましてはですね、日常の生活道路でございます、この集落、家がある所についてですね、これについても、まだ、その区間においても、未だ未整備と言いますか、今後、改良をしていかなければならないところがたくさんあります。まずは、そういう集落のある生活道路としての役割を果たす県道区間ですね、この区間を優先してですね、まず整備をしていただくように、改良をしていただくように、これは、今まででも要望してきたところですし、現在も順次、改良工事がしていただいておりますのでね、これを引き続いて、早く、その区間を完成できるように考えていきたいというのが、町としての今の考えでございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 県の方としましては、今の状況では、まだ計画も何もないという状況でございますけれども、こちらから陳情した場合、県の対応としては、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、県の担当者、また、県民局長をはじめですね、当局においても、その当然、県道の未整備が、こうなっている現在の状況は、よく分かっていただいておりますし、地域の皆さんの要望、気持ちも分かっていただいております。この中三河佐用線についてもですね、これができれば、非常にまあ、その三河、佐用間ですね、地域の今後の交流も非常にスムーズになりますし、今後のまちづくりにおいてもですね、重要な路線であろうということは、理解をいただいております。

ただまあ、どうしても県全体の事業、財政の減の中でですね、今、取り組んでいる事業費だけでも中々、十分ではないと。県も無責任にですね、やりますというようなことは、当然、担当者としても言われませんので、順次、一つひとつ、今、取り組んでいる路線、そういうものが、ひとつ完成をして、次の段階として、取り組んでいかなければ、いっぺんにはできませんというのが、県の基本的な考え方でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 合併したからには、1つの町としての最善を尽くすことが大事ではないかなというふうに思っておりますが、この道路について、無理な要望とは思っておりません。緊急車両はもとより、先ほども話がありましたように、生活関連道路として、重要路線の1つであります。こういった状況の中で、あの道路ができた場合に、どれだけの交通量があるのかなという想像もするわけでございますけれども、まあ言えば、あそこを通りますと、宍粟市の方へも早くなりますし、と言いましても、こちらの佐用町につきましても、宍粟市の方から、こちらの方へ着くのも早いのではないかなというふうに思います。そういった状況の中で、生活関連道路としては、非常に重要なものではないかなというふうに思いますが、そういう問題につきまして、町長としていかがなものかなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 先ほど、答弁させていただきました、町内ですね、車両通行不能の県道路線、5路線、この中にあって、この中三河佐用線は、佐用町の中心部をつなぐですね、非常にまあ、その、道路としての重要性が高い道路だろうというふうに、私も認識をしております。そのために合併以前から長年にわたって、地域の皆さん方、それぞれ、町、旧南光町の議員の皆さん方も、この道路の改良をですね、に取り組んで来られたという歴史もあるわけです。ただまあ、その今、言いましたように、その重要であることは、分かっている、なかなか公共事業もですね、非常にまあ、以前と比べたら、事業費が、国全体としても大きく削減もされておりますし、県の非常に厳しい、今、財政の中で、財政の、今、改善が取り組まれているところです。そういう中で、いっぺんに、これをやっていただくということ自体がね、まあ、財政的に難しいというのが、現状だと、私は、思います。

それと、まあ、今、厳しく、そういう中で、言われているのが、費用対効果ということで、当然まあ、そこに車両、通行車両、予測される車両がいくら、どれくらいあるのかと。それによって、どう経済的な効果があるのかというようなこともね、実際、事業採択を受ける上では、大きな課題になります。

徳久バイパス、あれのような路線でさえですね、そういう事業採択を受けるのにですね、国において、厳しく、そういう、その点が、指摘されて、やっと事業採択が受けれたという状況でありますのでね、今後、町のまちづくりの上で、きちっとその、三河と佐用とのしっかりとした連携ができるような、また、生活、町民の皆さんの生活の上でですね、この路線が、開設できれば、これだけ、まあ、生活が便利になって、また、安心した、医療

や、そういう面においてもね、消防、防災の面においても重要であるということ、こういうことを、きちっと訴えていかなければならないというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） この道路をつなぐことが、非常にこう大事であるが、佐用側の道路改修が大変であると思っております。

県道であっても町内の道路でありまして、県議と協議し、一刻も早く、県の計画に組み入れてもらうべきではないかなというふうに思うんですが、県議は、この路線について、知っておられるようですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然もう、佐用町の選出の県議、石堂県議にもですね、この点については、これまでずっと一緒に県の方にも要望もしていただいております。今後も、そういうことで、できるだけ早くね、事業路線に位置付けて、計画に位置付けていただけるようにですね、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4 番（敏森正勝君） 町が、地理的に無理だと考えていけば、何もできないのではないかなというふうに思いますが、必要不可欠の道路と、私は、思っておりますが、佐用側の道路は、最近、改良工事してないと思いますが、佐用側の方、できてますか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 佐用側の方、奥長谷の方のことですね。この道につきましてはね、当然、過去から、改良ということでやっていただいて、長谷までは、口長谷までは、2車線。それから口長谷を過ぎると1車線ということで、随時改良を進めていただいておりますけれども、ここ近年におきましては、平成20年ですね、くらしのみち事業というような形で、最終的に奥長谷の中村集落、それから、その手前入る所の、山が落ちる脇の、そこらへんの改良。それから、後、待避所ということで、今現在、地元から協議の中ですね、必要な箇所を、今、終了しておるといような状況でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 先ほども言いましたように、まあ一番、奥長谷の家がある所までなんですが、狭小区間1キロほどあるわけなんです。で、まあ、こういう、その道路からしてみまして、佐用側の道路は、最近、改良工事ができていないのかなというふうにも思うわけなんですけれども、まあ、県に熱が入っていないのかなというような感じもするわけなんですけど、その点は、町として、どのように思われていますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、先ほど、何度も言ってますけども、県の財政構造改革の中でですね、こういう県道等の整備についても、その地域の状況に合わせて、完全なまあ、2車線とかですね、というような道路だけをやっていたのでは、もう中々進まない。ですから、暮らしのみち、生活道路として、必要な所については、それに合った改良を行っていくという方針が出されて、暮らしのみち事業というような県道路線が決められて、その形で改良もされてきております。

まあ、奥長谷については、集落、人口も非常に少なくなってしまっておりますのでね、まあ、あの、当然、車両通行に不便な危ない所、危険な所については、早期に改良もしてきてもらっておりますし、まあ、その順次まあ、その、生活道路としての改良はお願いをしているということです。

ただ、この路線を、今、敏森議員がお話のようにですね、地域間を結ぶ、その中三河佐用線、そういう道路としての、きちっとした整備ということになりますとね、これは、やっぱり2車線の道路ということが、本当は基準になると思うんですよね。で、そうすると、どうしても、そういう路線として、事業採択を受けるには、もう一度、そういう所も、今、1.5車線とかという形でやっている所ですね、2車線に改良していかなきゃいけないという形になろうかと思えます。

ただ、この路線について、一番大きな、やっぱり、事業費が掛かるのは、やはり、その三河と、その長谷を結ぶところのトンネル。トンネルじゃなくても、非常に大きな、その、この坂の道、山を切り開いた道ができるわけで、作っていかなきゃいけないわけですね。その部分が、本当に一番大きな事業費が掛かるんじゃないかと思えます。

まあ、距離的に見てもですね、多分、その、勾配。トンネルの勾配から考えてもですね、あれ、1キロ以上のトンネルができるはずなんです。じゃないと、結べない。最低、それぐらいな。現在の徳久バイパスでも、トンネルでもですね、400メートルほどのトンネルになるわけですからね、それと比べても、そういう点においての、まあその、この改良というのは、非常に莫大な事業費が掛かる事業であるということは、ご認識をいただきたいと思えます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 莫大な費用が掛かるというのは、承知はしております。

まあ、奥長谷に、家がある以上、年次計画を立て、順次、改良工事をするよう県に要望していただきたいと思います。

また、最近は、災害が、あちこちで起きています。孤立化するようなことがあっては、県はもとより、町にも責任問題になりかねないというふうに思いますが、住民が安心して暮らせるまちづくりは、道路網の整備であります。地域づくりの原点は、第一に道路にあると思われまます。道が付けば、必ず利用するというふうに思われまますが、町長の将来的な、そういった考え方は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、毎日の生活、また、いろんな活動の中です、道路というもの、今の車社会という中です、非常にまあ、重要な施設であります。そのために、これまでも、この道路の改良、また、いろんなたくさんの新しい新設道路。そういうものが作られてきて、整備もされてきたところです。しかしまあ、昔と比べれば、そういうことで、非常にまあ、道路も整備をされて、便利になっている部分も、たくさんあるわけですが、しかしまあ、それが、全てね、できているわけではないということは、確かであろうかと思ひます。これは、これまでも、かなり時間を掛けて、長年の取り組みの中で、実現をしてきたわけで、何もせずに、パッと道路が簡単に生まれたものではないと思ひます。整備がされてきたものでもありません。

ですから、やはり、こういう路線についても、こう長年引き続いて、地域の皆さんと一緒に、強い要望を重ねていく、そういう思いを、伝えていく、そういう取り組みが必要であり、そのことが将来につながっていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、この道路が、早くできるように、まあ、順次要望をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、冒頭に言ひました、県道多賀相生線、自衛隊道路として、途中まで車が行くことができますが、とても相生線とは言えない状況であり、道のつく所ではないというふうに思ひます。

旧町時代に、新都市テクノに通ずるよう、奥多賀から変更して、大下り方面に、幅員7メートルの道路を、奥多賀の家のある所まで付けております。これを利用して大畑に抜ければテクノに近く、また、相生にも、上郡にも近くなります。この道路については、県との交渉はどうなっているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この路線についても、以前に、テクノとの、非常にまあ、最

短の道路、奥多賀の、上月方面からですね、上がる道として、近い道として、これを改良していただきたいということで、期成同盟会も作って、お願いをして、取り組んできた経緯もあります。

しかし、県の科学公園都市、テクノのですね、事業そのものが、一旦、休止状態に、第2工区がですね、なっております。そういう中でですね、今、そういうお願いをですね、やっていっても、直ぐにまあ、中々着手、事業採択難しいという状況ということで、その活動を一旦中止したという経緯があるわけです。

当然、この路線についても、先ほどの中三河線と同様ですね、道路ができれば、非常にまあ、その地域における効果はありますし、便利にもなることは、確かなんですけれども、どちらにしても、同じように、経済効果、今の財政的な観点からですね、それぞれ、直ぐに着手、この事業にとりかかるといのは、県にとっては、非常に難しいと。できないというのが、県の回答でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、先ほども答弁がございましたが、この道ができれば、上月方面からテクノに行くにも早くなり、便利になるというふうにも思います。

しかも、比較的安全な道路として考える必要があるのではないかなというふうにも思います。

先ほども言いましたが、道路があつてこそ、この周辺が、発展をするというふうに思っておりますが、県道の変更はできるのかどうかというふうに思うんですけど、その点はどないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県道の変更というのは、どういうことですか。県道から町道にするということですか。

〔敏森君「いえいえ、意味が違います」と呼ぶ〕

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 多賀相生線が、今、県道の道路でございまして、それを、テクノの方へ持って行くというのは、そういうことはできるのかどうかというふうに思っているんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 県道の始点、終点を変えるということですか。

〔敏森君「変えるということ」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） まあ、県において、新しい路線として、そういう整備を県がやっていただくのなれば、その県道の指定という形になるかと思えますけれども、それが、今、この多賀相生線、全線ありますけど、それを少し、大下りの道路を県道にするということですか。

まあ、この大下りからの道路については、以前に、この道路を県代行です、やっていただくような取り組み、運動をしたわけですが、まああの、町道、県道、そのへんは、町と県との協議ですが、まあ、私の方で、これができるか、できないか、この路線については、判断はできませんけれども、まあ、その事業の推進と、その道路の位置付け、そういうものの中で、まあ、考えていくべきことかなというふうには思いますが、でもね。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 今の、多賀相生線になりますと、確かに、行き止まり路線であると。で、行き止まりの所から下を見ますと、非常に急な坂の、道路でない、山であるというふうな思っております。まあ、中三河のような格好になっているのではないかなというふうな思っておりますけれども、そういうことになりますと、そうではなくって、テクノの方に行く方が、道路としても非常に良くなるのではないかなというふうな思っております。

まあ、それらにつきまして、この多賀相生線に、促進協議会があったと思うんですが、その点は、今、どないなっとんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それが、先ほど、いろいろと、以前にお話をした話です。その、県で、大下りからの道をですね、一番まあ、テクノに近い、上月方面からですね、近い道路として改良して欲しいということで、促進協議会を作って、取り組んだわけですが、先ほど言いましたように、その県の今の状況の中で、中止したということになります。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 是非まあ、この多賀テクノ線に切り替えることができるのであれば、その方向で、県への要望をすべきではないかなというふうな思っておりますが、まあ、この道路につきましては、テクノに通ずるように、何とか、持って行っていただきたいなというふうな思います。

次に、因幡街道横坂下徳久線。この道路は、行き止まり路線ではありませんが、最近、車社会の中で、1分を争う縛られた時間帯で、1日を過ごしている人が当たり前になっております。少しでも近道、信号のない所を走ろうと考えますが、そのような中で、この因幡街道は、よく知られたためか、最近交通量が多く、見通しが悪いために危険な状態であることは、言うまでもありません。

最近の、最近と言うよりも、改良整備計画があるのかどうか。そういった点も、ひとつお願いをしたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この路線についても、以前、改良をしていただくことで、要望もして、県も、そういう方向であったというか、あると思うんです。ただ、全面的なです、やはり拡幅までの改良というのは、できないということで、まあ、一部、現行の道路幅員をですね、ある程度、そのままな形で、まあ、整備もされてきたという点があります。

それと、現在、徳久バイパスの、この事業ですね、この徳久バイパスが完成をすればですね、まあ、非常にまあ、交通渋滞等が緩和をされます。特に、これまで、この徳久の交差点、駅前ですね、そのへんの渋滞時等、そういう時に、その迂回路としてですね、かなり利用されてきたという経緯もあるわけですが、まあ、あの、まず、町としては、現在の国道179、徳久バイパスをですね、できるだけ早く完成をしていきたいと。そのことによって、基本的には、先ほど言われるような、その徳久、南光佐用線ですね、の、今の県道を、通るよりかですね、国道を通った方が早いという形にもなりますので、まあ、徳久バイパスの完成というのを、まず優先をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、この道路につきましては、隣接市町との関係もございません。県との交渉だけでありまして、これも年次計画を立てて要望すべきではないかなというふうに、私は、思っております。

まあ、要望ができているのであれば、今後の見通しはどうかというふうに思うんですけれども、そういう要望書は出ておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まず、先ほど前段で、一番最初に答弁させていただきましたようにですね、そういう県道、国道も含めてですけども、これを改良整備、このことについては、全体として、継続して、毎年こう、要望をさせていただいております。

ただ、やはり県としても、重点的に、じゃあ、どうするか。じゃあ、どこを選択してい

くのかということが、まず、そういうことも言われます。ですからまあ、全体の中では、当然、こういう路線も改良区間と、今度、改良の必要な路線としては、入っておりますけどもね、やはり、今、合併支援道路として、まず、着手していただいて、実際に、改良を行っていただいているところ、これも、まだまだ時間も掛かるわけですね。ですから、全てを同じレベルで、同じようにやってくださいということは、なかなか難しいわけですから、ですから、そういう点で、順次、それぞれ状況を見て、県に継続して要望をしていくということ、そういうことで、取り組んで参りたいと思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、その要望も、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、塩田三日月線でございますが、私はまあ、足が調子が悪いために、地図上のキロ数を調べてみました。先ほども、言われたと思うんですが、約2キロの未整備状態であります。宍粟市との連携を強めて、新しい道路網の新設が、将来必要になってくるのではないかなというふうに思っております。これも、県へ依頼していただきたいなというふうに思ひます。

宍粟市住民より佐用町住民の方が利用するのではないかなというふうに思ひますが、その点は、どういふふうに思われているのか、お伺ひしたいと思ひます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まああの、三日月からですね、この宍粟の方に行く路線、これについては、志文川沿いのもですね、新宮山崎線、この路線がですね、まだまだ改良が十分にできておりません。この点を早くね、まずやっていただくと。ですから、三日月、宍粟方面への路線としては、当然そこは、2本あればいいことは分かるんですけども、まず、この現在の路線というのをですね、これも、まだ、非常に狭い所、車がすれ違えない所まであるような状況なんですよね。この路線の早期の改良、これを重点的に取り組んでいく。その後、そういう新しい路線と言ひますが、新たな要望として、この塩田線についてもですね、それは、できれば、それなりに、便利な道路として、地域間においても、また、効果はあるわけですけども、しかし、その、先ほど、何度も言ってますけども、いっぺんに、これだけの、今の財政状況の中でね、多額の事業費を投入すること自体は、あまり無理なことを言ってもね、その箇所がバラバラで、その実際に改良区間が、少しずつ改良していただひてもですね、路線が、全部が通じないとですね、意味がありませんので、まあ、できるだけ、そういう重要な点、所を集中して改良していただくと。1つ1つを完成していくと、そういう考え方で、取り組んでいきたいというふうに思ひます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、これら4路線の計画は、県へ要望、あるいは陳情が、定期的

に行われるように、これからもよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

まあ、県は、あまり必要ないと思っているかもしれませんが、町としては、非常に必要な道路であるというふうに思っております。

大昔から川の流れて沿い道路が作られ、下流域が発展し、今もなお、変わりはありません。山、また、山の峠のある東西の道路は、あまりないというふうに思いますが、発展の第一条件の1つが、行き止まりでは残念でならないなというふうに思うわけです。

まあ、こういった道路につきまして、ひとつ、町といたしましても、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

以上、県の事業であり、対応が難しいと思いますけれども、町民の要望と受け止め、懸命に努力し、将来の町の飛躍に結び付けられるよう頑張っていたいただきたいなというふうに思います。以上、簡単でございますが、質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい。以上で、敏森正勝君の発言は、終わりました。

続いて、3番、岡本義次君の発言を許可します。

〔3番 岡本義次君 登壇〕

3番（岡本義次君） はい、3番議席、岡本義次でございます。

今年はずいぶん、このほか暑い夏でございました。しかし、彼岸、暑さ寒さも彼岸までということで、急に温度が、10度からのいっぺんになりましたので、ご老人、もしくは、お体の悪い方は、十分気をつけていただきたいと思います。

秋風やあれも昔の美少年というふうに歌ってもおります。

そして、昨年、災害で受けました田畑につきましても、復興されました所につきまして、肥沃言うのか、泥が入った所でも、たくさんできて、豊作であったと。稲穂の国の、たくさん実ったということは、大変嬉しいことでございます。

本日は、町長に3件のことを伺っていきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

役場職員の適正人員はということで1件。佐用郡4町が合併してから5年経ちました。合併当時420名を越す職員がいましたが、今では400名を切ったと伺っております。公務員は法に守られて、民間のようにリストラするわけにはいきませんが、今後、佐用町の職員は、何年後において適性となるのでしょうか。町長に伺っていきます。

1つ、現在、佐用町の正規職員の人数は何人いらっしゃるのか。

2つ、臨時職員は、何人いらっしゃるのか。

3つ、関係市町村と比べて、どうなのでしょう。

4つ、今の2万人を切るような町に何人が適正なのでしょう。

5つ、現在配置している個所の見直しは、いつされるのでしょうか。

6つ、体育館等、他の所、出先においても、正社員の見直し時期にきておるのでしょうか。

7つ、合併後早期退職職員数は、いくらだったのでしょうか。

8つ、佐用町でいただける町民税で職員の人件費がまかないきれいでないのでしょうか。

9つ、佐用町の平均職員年収と、何歳でいくらなのでしょう。

10番、何年後に、その適正職員数になるのでしょうか、というのが、大きな1つでございます。

それから、もう1件につきましては、一般職員の信賞必罰（勤務評定）は、いつできる

のでしょうか。管理職員は、もうできたとは伺っておりますけれど、前にも一度伺いましたが、検討中ということで一般職員の信賞必罰制度は、今のところ、まだ実施されていないと聞き及んでいるのですが。

1つ、仕事において頑張っても、失礼な言い方かも知れないですけど、まあ、頑張らなくても、同じ給料や、同じボーナスというのは、おかしいのではないのでしょうか。県下においても、既に、相当数の市町村が、こういう制度を取り入れていらっしゃる聞いております。

2つ、提言提案制度等の、職員自らの、町を良くしていくという制度を設けていかなくはならないと思います。

3つ、1つのテーマを設けて、どんどんと議論させ、頑張る職員でも、年功序列でなく、給料やボーナスでも差をつけるべきであります。

4つ、上の職につく時にも昇進試験が、当然、今後、厳しい財政を考える時に、設けていかなければならないと思います。

5つ、給料を上げる時にも、これからは試験制を、当然、取り入れるべきであると思います。

6つ、一般職員の信賞必罰は、いつから実施されるのか。ということの2つ目の案件でございます。

3つ目につきましては、こせについてということで、若い方や、役場の方でも、こせって何だろうかということで、なかなか、そういう昔からの慣習が伝わっていないがために、なおざりになっております。ですから、石井とか江川の方へ行きますとですね、そういうことについて、大変、お困りの方が、たくさんいらっしゃいますので、あえて、取り上げさせていただきました。昔の田舎に住んでられる方なら、この言葉を存じておられると思います。このことを町広報や農業委員会の会報において、どうあるべきかを論じて欲しいと思います。

1つ、このことは今、ないがしろになっているのではないのでしょうか。

2つ、田畑や家屋の隣接山林の植林の指導等は、農林振興課として、されておるのでしょうか。

3つ、この木の伐採は誰がするのか。こせの所ですね。

4つ、その費用は誰が出すのか。

5つ、田畑や家屋の者が困っているが、農林振興課は、どのように指導していくのか。

6つ、今後、町広報や農業委員会会報で、町民に周知を図っていただきたいと思います。この場での議席からの質問といたします。よろしく願います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、岡本義次議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、役場職員の適正人員についてのご質問でございますが、ご質問の1から10までの項目順にお答えするのが本来でございますが、関連する項目もございますので、順不同で、お答えをさせていただくことを、まずご了承をいただきたいと思います。

まず、職員数につきましては、合併時414人であったものが、本年4月1日現在では363人と、51人減少をしております。この間の退職者数は68人、内訳は定年退職40人、勸奨退職8人、自己都合他で20人となっておりますが、一方、この間の新規採用者は、

17人となっております。そういうことで、差し引き 51 人の減少となっております。

平成 18 年度に作成した定員適正化計画では、本年 4 月現在の職員数は 379 人を目標としており、計画を 16 人上回る結果となっております。

臨時職員は、現在、4 月 1 日現在では、232 人を任用いたしております。

職員の平均年齢は、本年 4 月現在で 45 歳、平均年収につきましては、平成 21 年度実績で給与、賞与合わせて 1 人当たり約 640 万円となっております。

職員数の他市町との比較については、一般的には総務省が発表しております人口及び産業構造を基に分類する類似団体間での比較ということになるわけですが、本町は人口 2 万人以上、産業構造 2 次、3 次 80 パーセント以上かつ 3 次 55 パーセント以上の団体に区分をされており、兵庫県内では、太子町、猪名川町、播磨町、稲美町が類似団体というふうにみなされておりますが、面積、また、土地の利用状況、道路延長、また、合併の、平成の合併の有無などの状況が、非常に異なっております。そういうことで、単に比較することは、適切ではないというふうに考えております。

参考までに申し上げますと、平成 20 年 4 月 1 日現在の人口 1 万人当たりの普通会計職員数は、播磨町が 47 人、稲美町 48 人、太子町 51 人、猪名川町 72 人に対して本町は 165 人となっております。

地方分権の進展に伴い、町職員に求められる能力、住民に対する責任は増大しており、それぞれの自治体のありよう、また、自治体が抱える行政課題、重点的に取り組んでいる施策により職員数、職員配置にも違いが生ずるものでございます。

しかし、一方で佐用町は、財政面から見て、人件費の削減が合併後の課題となっており、そのため職員数の削減が当然求められております。本年 4 月には、職員数減少に対応できる効率的な組織を目指し大幅な機構の見直しを行い、課の下部組織として室を設置いたしました。今後は、小中学校、保育園、また、その他類似する公共施設の再編、住民参加と協働行政の推進、消防、一般廃棄物処理の広域化などの推進により、更なる行政の効率化と適正化に取り組んで参らなければならないと思っております。職

その中で、ご質問の出先機関の正職員配置につきましても、公共施設全般の管理運営方法の見直しの中で対応を進めております。

職員数が何をもちて適正であるかというのは非常に難しい問題であります。地方分権の時代にあっては、他市町村と比較して適正であるかという視点よりも、まず町の財政面から求められる職員数、次に、行政施策、行政機構・施設面から求められる職員数という 2 つの大きな側面から考えるものであるというふうに思っております。

財政面ということで、ご指摘をいただいている町民税と人件費の関係で申しますと、平成 21 年度におきましては、人件費約 31 億円、固定資産税、たばこ税、軽自動車税を含めた町税は、約 22 億円という状況になっております。

住民サービスの低下を招かないためにも、佐用町の財政状況、佐用町の行政機構の中で職員に求められる事務量から適正な職員数を算出し、適正に配置することが大切であるというふうに考えます。

第 2 次定員適正化計画では、平成 26 年 4 月の職員数を 333 人としていたしておりますが、この数値はあくまでも、職員の定年退職を前提とした数字でありまして、職員を強制的に退職させることはできませんが、今後も勧奨退職制度の適切な運用等により、定員管理、職員の適正配置に努めて参る所存でございます。

次に、一般職員の信賞必罰、勤務評定はいつ出来るのかというご質問でございますが、議員もご承知のとおり、人事評価すなわち勤務成績の評定は、地方公務員法第 40 条第 1 項に、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと規定をされております。この条項の要旨は、公務

能率の観点から、地方公共団体は勤務評定を実施して、その結果に応じた措置を講ずる必要があるということでございます。

この勤務成績の評定は、それ自体が目的ではなく、その結果を人事管理の上で活用することにより、公務能率を増進させ、住民サービスを向上させることが目的であり、地方公務員法の基本的理念の1つであります能力主義、成績主義の観点からも、その目的を達成するための極めて重要な手段であるというふうに考えているところでございます。ですから、その評価は、公務能率を増進させ、住民サービスを向上させるという目的に照らして、勤務成績が良好であったかどうか、職務に必要な能力、資質を備えているかどうかを判断するものということでございます。

佐用町におきましては、地方公務員法第39条第3項に規定をしております、人材育成基本方針を全面的に見直し、健全な行財政運営と更なる住民サービスの向上のための資源となる、人、もの、金のうち、活用することによって大きな成果を生み出す可変性のある人の育成が重要であるとの観点から、人材の育成に、ややウエイトを置いた人事評価制度としていただいております。

本町の人事評価制度は、能力評価と業績評価の2種類とし、それぞれ定期評価と特別評価としておりますが、まず、管理職員のみを対象に能力評価から実施をしております、現在、平成20年4月から試行を2回実施、平成21年4月から本格実施を2回、現在も22年9月30日の基準日に向け実施中でございます。

この評価結果は、地方自治法の基本原則であります能力主義や成績主義を実現する手段として、また、同法の第3章、第3節の研修及び勤務成績の評定の条項の趣旨を踏まえ、人事異動、昇任、勤勉手当の査定などに活用し、そして、評価者、被評価者の納得性の高い人事評価制度を目指すとともに、住民サービスの向上のための職員であるという人材の育成につながる、適正な人事管理制度に構築して参りたいと考えております。

管理職以外の職員につきましては、職員組合との協議も踏まえながら、条件が整い次第、実施することといたしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、提言提案制度につきましては、特に、制度化をしなくても、各職員が、日頃から職務において、提案できる職場環境にあるというふうに考えております。

また、昇進試験制度につきましても、佐用町規模の自治体では、今取り組んでいる人事評価制度を活用することにより、適材適所の登用を図れますので、制度の導入は考えておりません。

次に、最後に、こせということについてのご質問でございますが、近年、住民の高齢化や集落の過疎化、また、空き家等の増加に伴い、昔、影切り三間、地先のこせ刈りといって、集落の取り決め、慣習として、住家や農地を守るために、集落内の草木が適正に処理されてきたことが、年々できなくなっているところも見受けられます。集落においては、今も話し合いにおいて守られているところや、個人でできない箇所については、集落の共同作業として実施されているところもあるというふうに聞いております。

また、隣接山林の植林についても、将来、木が成長するにつれて、隣接者の迷惑にならないよう何メートルか、境界から離して植えることが普通であり、特に指導等はいたしておりません。

仮に、隣接者に不都合が生ずるのであれば、伐採なり経費については、当事者で充分話し合われて対処していただくことが適切ではないかと考えます。

このような問題は、特段、農林振興課や農業委員会で指導すべきことではなくて、相談があれば、集落内の環境改善、災害の未然防止、獣害防止対策等の観点からお話をして、自主的な管理や自治会への相談など助言はいたしたいと考えます。

集落周辺の環境改善や優良農地を守るために集落の話し合いによって共同作業を推進し

ていただくためには、中山間直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策事業の活用もしていただければというふうに考えております。

以上で、岡本議員からの質問の、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問を許可します。岡本義次君。

3番（岡本義次君） はい、ただ今、皆さんのお手元に配っております資料につきましては、平成22年4月に各市町村からいただいたデータでございます。ですから、このデータに基づいて、お話もさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今、町長の答弁の中でですね、佐用町の人件費がですね、臨時も入れてですね、33億6,120万でございます。そして、今、言いました、町でですね、町民税、固定資産税、軽四、たばこ、そういうのん合わせてですね、22億3,505万円。ですから、11億ほど、もう佐用でいただける税金で、職員の方をまかないきれんような状態でございます。これにつきましては、合併して、止むを得ない部分もありますけれど、やはりですね、そういう他の、国からの交付税に頼らなければならないような面が、多分でございます。

まあ、この表につきましても、いわゆる佐用町は、（聴取不能）消防とか、ごみ、そういう共済、そういう部分持っております、多少、いわゆる人数におきましても、やはり、その分多く要るということは、否めないところでございますけれど、やはりですね、その民間とかであれば、直ぐですね、そういうリストラ掛けられたり、また、その、人の、そういう調整で、やはりされていくというのは、現在の流れでございます。

しかし、公務員につきましては、法に守られて、そういうことができないのが、建て前でございますけれど、仕方がない部分がありますけれど、この表を見ていただきますと分かりますように、4番のですね、二の項、年金でもね、公務員は20万1,000円。民間では、13万9,000円。平均ですよ。退職金では、2,452万円。民間では、1,225万円。給料でも、平均で633万9,000円が年収ですね、これ。そして、民間では、437万2,000円。この民間というのは、大企業も含めた民間でございますけれど、佐用町の民間においては、私は、平均にしても300万に届かない部分があるんじゃないかと思えます。ですから、そういうことを考えた時に、やはり公務員は、いわゆる大変、超優良企業でございましてですね、土曜日曜祭日お休みでございまして、給料もボーナスも遅れることないと。民間と比べて2倍ぐらいに達しておる、そのもの凄い、今、格差が出てきております。

町長もご存知のように製造業におきましてはですね、やはり、外国、中国、タイ、インドネシア、ベトナムの方に、人件費が、月に3万、5万円の中で雇える中でですね、向こうで車をつくって、日本に逆輸入してでもですね、その方が、いうことで、企業が、ドンドンと外国へ出て行ってしまっております。

ですから、そのことを考えた時にね、やはり、私は、もう少し、町も、そういう退職勧告もありましたりして、51人減りました。その中で、また新規も17人採られました。ですから、その379人が、よそと比べて、類似団体、太子町、猪名川町と比較した時にね、比較されるということでございますけれど、これらは、どうなんでしょうか、町長、佐用は、その、今、ご夫婦で、何組ぐらいの方が、お働きになってますか。職員の中で、何組ぐらい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） だいたい、まあ、20組、家族前後じゃないかと思っておりますけれども。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、そうやって20組、教職員の方も含められればですね、もう少し多くの方が、一緒に、結婚されてですね、今までの方は、私は、止むを得ない部分があるかと思えます。

しかし、昔はですね、佐用や上月でも結婚されて2人が勤めるということは、やはり、これからの採用の時に、一筆ですね、やはり結婚されたら、1人しか勤めることができせんよと。ということは、民間と公務員の倍ほどの格差があった時に、この4月までにね、一家の、1軒の方が3人出ていらっしやったこともあるんご存知ですね。退職されて、今、2人となっておりますけれど。そしたら、3人の方が、役場に勤めることができるのであれば、他の方がね、2人の方が、役場に勤めれば、町外から出なくていいと。いわゆるワークシェアリングいうんですかね、これだけ格差ができた時にね、ですから、そういう条項を、やはり設けるべきじゃないかと思えます。

もう既に、大原等は、採用されております。昔も、佐用も上月もあったわけですね、そこらへんについて、町長、どのようにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自治体で、そのようなですね、いわゆる条例なり規則などを作られているということは、多分ないと思えます。大原で作られているというのはね、それは、そうなれば、非常にまた、その別の問題で大きな、これは違法行為、問題として、取り上げなければならないということになるうかと思うんですね。やはり、これは、そういう状況にあることは、私達も、よく分かります。

ただ、個人、一人ひとりの権利でもあり、労働基準、労基法においてもですね、そういうふうな男女差別、また、夫婦間の、そういう個人の職業の自由、そういう点でですね、これを制限するということ、この点は、そういう面からは、法的にも難しいということだと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 勿論、法律、省令、条例と、上の部分の方が強いわけでございますが、法律等に違反できないわけでございますけれども、町として、財政が、今、5年間経ちまして、10年は、交付金も合併措置によって減らさないということでございますけれども、やはりですね、今後、後5年の中で、そういう措置も、当然、考えて、1つの申し合わせ

事項としてね、やはり町としても、その面接試験の時に、そういう一筆を書いてもらってね、しておかんと、これからは、そういうもの凄い格差ができて、若者がいなくなる中でですね、町としても、そういう1つの受け皿、雇用の受け皿として、おくなれば、当然、条例や省令、法律にも、そういうことは、謳えないことではございますけれど、町としての、今、言われる申し合わせ的なことで、一筆取っておく必要があるかと思えます。その点については、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、岡本議員の言われるですね、一筆を取るといようなことは、これは当然、町としてできないと。できることではありません。そこは、職員のそれぞれの判断、良識に任せると、その範囲です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） その職員の常識の判断に任せる、それは、結婚も勿論、職業も自由でございますけれど、今、既に、結婚されたり、勤めていらっしゃる方は、いたし方がないと、私は、思います。しかし、町の至る所で、そういう声が多々出てきておりまして、やはりですね、そういう中で、昔、ほなら、上月や佐用もあったと聞き及んでおりますけれど、それらについては、どのようなことで、あったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう以前のね、社会状況の中で、そういう、職員、申し合わせというようなね、慣例という形で、そういうことが行われてきたということも聞いておりますけれどもね、現在のような、こういう社会の中で、そういう個人の職業、また、権利、そういうもののね、自由を束縛するということ、このことは、これは、社会的には、逆に許されないことだということですから。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 社会的に許されないということは、私も、重々存じておりますけれど、やはり、佐用町として、子どもの数が、もう既に、江川でも幕山でも30人ほどという中でですね、ドンドンと、集落間において、空き家が増え、お年をめされた方ばかりが増えております。若者が、仕事がないがゆえに、町へ出てしまわれております。ですから、そういうような観点から、やはり、役場に、私は、試験受けて通ったから仕方ないと。それは、十分、十分承知はしておりますけれど、やはり、今、されておる方は別

として、そしたら、今後入られる方で、結婚されたりすれば、片一方の方については、もう 40 歳になればですね、いわゆる昇給ももう、申し合わせ的なことでね、やっぱりご遠慮願うとか、企業によっては、管理職にも、ちょっと遠慮してもらおうというようなところ、企業とは、一概にできませんけれどね、そういう措置も、そんだけ佐用町が疲弊して大変な時になってきておるとい認識だけはしていただきたいと思います。

そして、佐用町の職員が、14 人の方が、ちょっとお休みになって、休業されておるとも聞いておりますけれど、役場ほどいい、超優良企業ございませんよ。ボーナスも給料も遅れたり、今、最近でこそ、格差がついて、若干、人事院勧告で減ってはおりますけれど、もし、元気になって早く勤めていただかないと、自分からお辞めになった方が、つくづくですね、勤務時間は倍になって、給料も倍、2 分の 1 以下になりますよ。ですから、元気になって、早く勤めてください。役場ほどいいとこないと思います。これだけは、お願いしておきます。

ですから、今後ですね、役場は、やはり、そういう総合サービス企業でございます。ですから、今、完全な、人が、町長も、合併して、リストラするわけにもいかんし、生活がかかって、辞めるということにもいきませんので、そういう時こそ、やはり、早出遅出の時間を作っても、町民のサービス、いわゆる、いろいろな各税金、住民票、そういうやつを取りに来られるね、対応にも応えていたり、土曜、日曜、祝日でも、本庁だけでもですね、やはり 1 人の、できる人を各支所長でも順番で、1 人でいいです。その機械が使える人でね、そういうような人に出てもらって、住民サービスに努めるべきじゃないかと、私は、思っております。

ですから、今後、そういう採用時に当たってですね、そういう 1 つの申し合わせ、慣例として、昔あったような時期に、もう戻りつつあるんですよ。佐用町が疲弊して、働くところがないがゆえに。ですから、1 軒に 2 人、3 人ということは、やはり、こらえてもらわないと、あまりにも格差がついておるといいます。そこらへんについて、再度、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現在勤めている者はいいいけども、これからの者は駄目だというようなね、それは、ちょっとおかしいと思います。それが、駄目なら、その、規制ができるのであれば、現在の職員についても、どういうふうに、これを規制するかということもね、言っていたかかないと、その、これからね、勤める者だけ、そういう申し合わせをすとか、そういう一筆を取れとか、そういうことはね、これは、今、こういう場ですね、それを要求されること自体、私は、これは適切ではないというふうに思います。

ただ、全体として、状況は分かっています。本当に、そういうね、町民の皆さんから見て、職員の十分、そういう点、思いとか、見方と、そういうことは、職員も十分に、そのことは受け止めて、それ以上にね、しっかりと仕事していく、行政サービスに務めていく、そういう努力をしなければいけないということだと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番(岡本義次君)            まあ、しっかり、いわゆる公僕という立場の中ですね、町民サービスに頑張っていたきたいと思います。

それではですね、次のですね、信賞必罰のことに言わせていただきます。

この中で、いわゆる、この裏にも、ちょっと書いておりますけれど、やはり、一番にですね、PDCA、そのプラン、計画、Dの実行、Cのチェック、評価のA、こういうやつを、頭に置いて、何事においても、やっぱりやっていただかないと、一昨年の中内ですね、2,000万の道路工事して、民家に水が流れ込んで困ってあったと。そして、丁張りかけたまま、いつ竣工検査したのやら、自治会長と困った本人も二度三度、役場へ申し出たんですけれど、何もしてくれなかったと。それで、私、聞いて、建設課長と町長に申して、9月議会でしたか、こんな税金の使い方は、喜んでもらわんとあかんの、困らしたり、悲しませするようなことで、いいんですかということで、町長は、建設課長もお謝りになって、直ぐ直してくれました。しかし、100万円いったわけですね。ですから、こういうこと自体、やっぱりDという1つの施工指示、立派な監督、そして竣工検査が、きちりできておいたらね、こんなこと起こらなかった。この100万でも、この今、いわゆる人事の評価の中に、1つに、私は、値すると、このように思います。

ですから、当然、その時の担当者なり、当時の建設課長は、そのことを痛感に頭に置いていただきたいと思います、私は、きつく申します。

それと、前の税務課長でも、一生懸命頑張って、いわゆる税収の、町民税や国民健康保険でも県下トップになるほど頑張ったわけですね。ですから、これらの部分については、当然、プラス要素ということで、プラスの分までが、町長の権限の範囲内でございますけれど、当然ですね、どう言うんですか、私達に報告していただかなくても結構ですけど、やはり、この中で、書いておりますけれど、提案提言制度も、町長取り入れていらっしゃるというふうにも聞きました。ですから、このインターネットでのPRとか、日本中に発信したり、事務や業務の簡素化とか、佐用テレビでの活用、それから、税金や料金の滞納額減額に貢献したとか、それから、町の所有の土地の有効活用に貢献する。企業誘致等にも貢献、特産物の発掘等、空き家の有効利用、ふるさと納税、町外から通勤している職員や、町外に住んでいる親子、兄弟に、ふるさと納税していただいた方は職員の中でありませうか。

ここで尋ねします。黒田天文台長が、佐用町以外から通勤なされてますね。それから、山田理事は、出向されて来ておりますね、このいわゆる賃金は、佐用町持ちですか。それとも県が持ってくれておるんですか。山田理事の。ちょっと、その2点、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君)            はい、町長。

町長(庵逄典章君)            当然、県から派遣いただいて、町の仕事をいただいているわけです。町が、当然、人件費は、持つということであります。黒田園長は、これは、県の設置された、町の職員ですけども、研究所、大学としての教授の立場もあります。それぞれ、人件費等は、県から支出をされております。

〔岡本義君 挙手〕

議長(矢内作夫君)            はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） ほな、黒田天文台長は、県からの支給ということですか。ああ、そうですね、それは、分かりました。

そしたら、山田理事のんは、町が、県から派遣していただいて、町が持って、仕事していただいておる。

ほなら、町外から、いわゆる職員の中で、何人の方が、佐用へお勤めになってますか。町外の方で。

議長（矢内作夫君） 総務課長、答えますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 正確な人数は、把握できませんけども、約 1 割は超していると思います。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） ほな、その職員の方、例えば、今、言うてます、ふるさと納税ね、そういう方が、ちゃんとされておる方が、何人いらっしゃる。税務課長、分かる。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 個人個人ですね、このふるさと納税等については、1 人の、それぞれの意識で、考えでやってくれております。ですから、誰がしている。何人しているということではなくてですね、当然、町職員においても、町外から通っている職員もおりますけど、これは、どの、お互いに、佐用町から他の自治体に勤めている職員もたくさんおりますし、それは、町の職員においてだけの問題ではありませんので。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） ですからね、そこらへんに、私に言わせれば、甘さ言うんか、倒産しないという 1 つのね、そういうところがあると思いますよ。当然、ふるさと納税の、やはりね、そういうところへ、今の町長の答弁聞きますと、当然、まだ、私、名前まで教えてくれと言っているんじゃないんですよ。そういう 20 人からいらっしゃる中で、そういう方が、例えば、佐用のために、そういう、ふるさと納税の気持ち、これ民間だったら、当然、全部、自分の子ども達が、よそへ、町外から勤めてますやん。兄弟とか、そういう方にでも、やっぱり税務課長が、先頭に立ってでもね、これ頼むということで、税収を上げる、1 つの意識ね、こういうこと持ってもらわんとあかんということです。

ですから、こういう、私は、信賞必罰についても、やはり、こういうことを踏まえてね、やってもらわんと、やっぱり、そういう、僕が、いつも言う危機感がないんや。つぶれへんと。倒産せえへんと。税金は、皆さんが納めて持って来ると。企業だったら、大変ですよ。そりゃ。(聴取不能)管理とかでね、企業とは、僕、一緒にできん面もあるけど、こういう、ふるさと納税のいい面ができたらね、当然、そういうことを、いつも私が言うんは、テーマを持って勉強会なりしてね、税務課長、こんなん当然、上げんとあかんですよん。うん。こういうこと、ふるさと納税といういい制度があると。町外の職員頼むでと。ねっ。で、山田理事も申し訳ないけども、町がお金出しておるんだったら、その分だけでも、ふるさと納税だけでも、そこの(聴取不能)お願いしますと。職員も勿論、それで、あなた達の子どもさん、兄弟、親でも、町外に出られておって、それ相当の収入がある人でね、されとう人ありますか。されとったら、手を挙げてみてください。

〔副町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、副町長。

副町長(高見俊男君) 設立当初から、岡本議員、ふるさと納税の方に、非常にまあ、関心もしていただいて、いろいろまあ、ご提言もいただいたりしました。この制度が始まった時に、私はまあ、職員を全員を集めて説明会をして、いろんなことの、各方面に、この制度ということ、広めようということで、させていただきました。そして、職員を前に、特に、今、おっしゃるような、町外からのね、勤務者、その人達にも、こういうことは積極的にやって欲しいと。特に、自分を含めてね、そういうことを促してやっておりますので、そのへんはですね、今、何人がしているという詳細までは、報告できませんけど、そういうことは、やらしていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、岡本君。

3番(岡本義次君) まあ、やっていただいて、まあ、そりゃ、2、3のね、ほん、管理者の一部の方だけということであればね、やはり、一般職員まで徹底していただいてね、協力して、佐用の財政のためにもね、頑張っていたきたいと、このように思います。

ですからですね、このマイナス要綱についてもですね、ここに書いておることは、私の参考事項として取り上げたものでございますけれどもですね、やはり、飲酒運転とか勤務違反、無断欠勤ね、町の名誉を傷つけた時、町に損害を与えたとき、ですから、当然、施工指示や竣工検査ができてなくて、2,000万の工事で済んだところ、また100万も使うとう。これ、町に当然、損害与えておるんですよ。

ですから、ほな、町長も去年の災害におきまして、検証委員会でね、もう出まして、町長も、水が一時出てきて、役場が水に浸かって、皆、慌てふためいて、出勤しておる職員も亡くなったり、そういう天災的な面があって、奥海から大酒まで何十キロ、何十集落あります。ですから、町長が、右行け左行け上行けと、それはできないことです。ですから、そういう中でね、そういう、いわゆる検証委員会の中で、出た以上は、町長、何回かおあやまりにもなったですけど、私としては、町長や副町長、住民課長は、当然、何カ月かの減給というものが必要であったのではないかと思います。そこらへんについては、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういうね、職務において、大きな、町にね、損害を与えたり、また、大きな、そういう問題を発生、起こすと。まあ、これは、それぞれの監督責任、また、職員それぞれの責任、まあ、こういうことも考えていかなければならないことだと思います。

ただ、まあ、この問題、災害につきましてもね、まだ、訴訟も、提訴が行なわれたというような状況ですからね、そういうことも、推移を見ながら、考えていかなきゃならないということだと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） やはり、私は、そういうことが、いわゆる初動調査も町長が、まあ、認められて、検証委員会の中でも、おあやまりになったりしたよ。

口金近の、どこのご老体か分からんけれど、郷に入れば郷に従わず。何もせん、近所づきあいもせん方が、わけの分からん、3役や各課長の名前取り上げて、退職して、それで云々と書いておりますけれど、そういう、こと、私は言いません。

しかし、やはり、そういう、町長が、こういう信賞必罰の中で、やはり、こういう時こそ、1つのね、佐用の役場が、私は、是々非々の中で、いいことすれば、ドンドン、いわゆる抜擢なり、ボーナスでもプラス効果してあげればいいんであって、もし、こういう、自分がやろうとしてなったんじゃない。天災的な面があって、気の毒な面もありますけれど、やはりこうなった以上は、そういう何カ月かの、そういう1つのね、減給というのが、必要じゃないかと、私は、思います。

まあ、そこらへんについては、今、町長、また今後検討していくということでございますので、そういう面においてもね、やはり、私は、町長は、大変、ここの企画課長、助役、そして町長になられて、課長以上に仕事の中身も全部ご存知でございます。ですから、課長の言わん、よう答弁せんことでも、全部答えられますけれど、やはり、課長にも、もっと尻を叩いて、勉強させていただきたいと。そうしないとね、いわゆる専門職の場合は、致し方ないところはありますけれど、普通の業務においては、もう、2つ3つの業務ができるぐらいにまでしていかないと、今後、5年間の中で、人が減る、金、交付税がいただけない。こういう中で、厳しくなった時に、大変、今の職員でも、勉強、そして、1つの事柄取り上げて、獣害対策でもそうです。そういうこと1つ上げて、ドンドンと職員に勉強させてね、職員に、各種認定試験受けさせてでもやっていかないと、町民が困って、皆、泣いてますんですよ。ですから、こういうことにも、今後、そういうとこ、県とも一緒になってやる。やる。やる。と言う。言うばっかりだったら、なかなか、実際、町民が幸せになれません。

ですから、そこらへんについてね、やはり、もう国家試験も、そういう、わなやおりのんでも、資格とって、各集落にいらっしゃる人の名前、その人らが名前使うても、おりやわな使ってでもね、やっていくというようなことは、やっぱり私は、大事じゃないかと思えます。ですから、そこらへん、各、どう言うんですかね、テーマ設けてね、いっつも

いいますけれど、P D C A、回して、勉強をやっていただきたいと、このように思っております。

それでは、こせのことにつきまして、入りますけれど、これは、私が、条例見ても、インターネット見ても、こういうことが載っておりません。昔からですね、こせの範疇いっくん、農林振興課長、これ知ってましたか。そして、何メートルが、こせの範囲ということ

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） こせについてはですね、私も、親父から聞いております。わたしこのですね、集落の中でも、影切り3間とかですね。しかし、その地域、地域でですね、どれくらいというのが決めがあってですね、法的に何メートルというのは、決めがございません。その集落の中でですね、集落を守っていくための、いい慣習としてですね、残っているのが実態だろうというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） そうです。慣習としてね、昔からの言い伝えの中で、村の、自分たちが、いわゆる田んぼや畑、その際まで、山の植林とかね、家があっても、その際までしたらあかんと。これね、東西8間10メートル、そして南北5間の16メートルやね、東西8間の16メートル、南北5間の10メートルという1つのね、昔からの言い伝えなり慣習があるわけですね。

ですから、奥の方、奥言うたらしかられますかも分かりません、石井とか江川の方に行けば、そういうやつが残って、実際、際まで木植えられておったら、日陰になるとか、しずくが落ちるとか、そういう米とか作物が作れないとか、もし、よしんば家があれば、家に、そういう木が倒れ掛かってね、家がつぶれるということもなりかねません。

ですから、昔からの生活の中でね、やはり、そういうことが、言い伝えられ、守られてきたわけでございますけれど、そういう言葉自体ですね、役場の若い子に聞いても、こせ言うて何のことというような感じで、全然、もう、それが、忘れ去れようとしています。もう、田畑見んとか、そういうことにも、段々、その獣害被害等おうてね、皆、作る意欲もなくなって、だんだんとですね、そこらへんが、こういう昔からの慣習的な、村として守っていかねばならないようなことが、もうなくなっておるんやね。ですから、そこらへんについては、町長の答弁の中で、いわゆる、その当事者同士とか、村の中で、共同で対処して欲しいということは、分かります。

しかし、こういうことにつきまして、昔からのいい慣習なり、言い伝えであれば、役場広報とか、農業委員会の広報ありますね。そこらへんについては、そういうことについても、ちいと、やっていただけることは、できるんでしょうか。農林振興課長。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） そういう昔からですね、集落に残っておる慣習、それぞれ集落

でも、また違うと思います。

ただ、こせだけじゃなしにですね、その集落のですね、活動を営むためにですね、いろんなまあ、慣習ですね、集落自治を継続するための慣習があるかと思います。

まあ、そういうものについてはですね、あえて行政の方がですね、そういう広報とかですね、文書とか、そういうものですね、行政主導のようなですね、形を取るのですね、馴染まないのではないかなというふうに思います。この集落の中でですね、話し合いでもって、そういう自分たちの住む環境をですね、また、守っていくということは、重要な、集落活動として、重要なことでありますので、集落の中で、お話し合いをしてですね、決めていただければ、そして、それをですね、遂行していただければ、また、いいことについてはですね、集落の長老からですね、集落の若い人にですね、言い伝えて、守っていくという。

また、時代に合わなくなればですね、集落の中で、協議をして変えていけばいい話ですから、そういう形で、集落自治を守っていただければなというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 今、言われた、農林振興課長の答弁の中でですね、大変、その集落として、重要なことでございますし、するんで、当然、集落の中で、そういう当事者同士が、お話されたり、また、こういうことを継承していくということが、大事じゃないかと思えます。ですから、各集落において、溝掃除、草刈、道づくり、そういうふうなことが、いろいろ行なわれております。これは、当然、自分たちが住んでいる自治においては、自分たちのできることは、極力自分たちがやってですね、何もかも、お上、役場や国に頼ることなくですね、上向いて唾吐くような、全部、役場や国がやれということであれば、今の税金を10倍、20倍払ってもらわんとあかんわけですね。ですから、そういうことがないように、今その、重要なことと農林振興課長がおっしゃるのであれば、こせのことについても、農会長会議等で、十分周知して、皆さんに、そういうことは、指導、指導じゃなくても、やはり、こういう慣習があるんですよ。ですから、そこらへんについていうことは、やっぱりしてやっていただきたい。と私は思います。そこらへんについて、また、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（矢内作夫君） 答弁、よろしいか。答弁は、よろしいか。

3番（岡本義次君） はい。

時間は、まだ6分ほどございますけれど、この3つのことを、ここで終わらせていただきたいと思えます。どうも、

〔総務課長 挙手〕

〔岡本義君「はい、なんか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 岡本議員のご質問の中で、職員が14名まあ、休職しているという

お話があったんですけれども、それぞれ、復帰なり、復帰プログラムということで、職場の方に戻ってきておりますので、今、本当にあの、休職ということで、しているのは、2名ということで、

〔岡本義君「ああ、そうですか」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君）　　そういうことでのご理解をお願いします。

〔岡本義君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい。

3番（岡本義次君）　　すいません。前にね、聞いた時に、休んでおるといのが、その休職が、そのいわゆる短期かいう中身までね、全部が全部聞いておりませんでしたので、一刻も早くね、やはり元気になって、復帰言うんか、職場に戻っていただいて、公僕言うんか、町民のためにね、元気で頑張っていたきたいと、このように思っております。  
どうも、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君）　　以上で、岡本義次君の発言は、終わりました。

少し、早いんですが、ここで昼食のため休憩をしたいというふうに思うんですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）　　はい、異議ないと認めますので、再開を 13 時、1 時ということにさせていただきます。

午前 11 時 13 分　休憩

午後 01 時 00 分　再開

議長（矢内作夫君）　　休憩を解き会議を再開いたします。

〔岡本義君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君）　　口金近のことで、一部不適切発言がございましたので、後で、文書をもって、取消といたします。以上です。

議長（矢内作夫君）　　はい、そういった発言がありました。ご理解いただきたいと思いません。

ここで、申し上げておきますが、通告の趣旨に沿った範囲での再質問を、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思っておりますので、お願いします。

それでは、続いて、11 番、大下吉三郎君の発言を許可します。

11 番（大下吉三郎君） 11 番議席の大下吉三郎でございます。私は、集落における防災訓練はできておるのか、また、見直し等々については、できておるのかと、このことについて、町長に伺っていききたいなど。このように思います。

早いもので、今年の台風 9 号による集中豪雨から、既に 1 年が経過し、復旧復興まで作業が進められております。各種それぞれの団体での生活支援も多く生まれ、心のケアに取り組み、励ましていただいておりますことを感謝に堪えません。被害者である私も、復旧復興が進んでいることは、非常に感謝するところでございます。同時に被災者として、被災者にしか分からない、その心の痛みということも感じ、苛立ちを持っているところでございます。

自然災害は、いつ、どこで、何が、どのように発生するか分からないと。常日頃から、自分の命は自分で守る。地域集落は、地域で守るという自覚と信念を持ち、佐用町民一人ひとりの連携でもって取り組む必要があるのではないかと、このように私は、思っております。そこで、このことが、自助、共助、公助ではないでしょうか。

何度となく繰り返される災害に、微力であっても、立ち向かう体制づくりを、日頃から、取り組むべきではないのでしょうか。このことについて、町長にお伺いします。

まず 1 点は、地域ごとの防災マップはできておるのでしょうか。資料の提出等もできるのでしょうか。

2 つ目に、集落として、どう災害に立ち向かうのか。その指導は、どうしてあるか。

3 点目、既に 9 号災害以降、修正、または作成している、それぞれのマップはあるのかどうか。集約は、なされておるかどうか。地域ごとの集約がなされておるかどうかということ。

4 番目に、まあ同じことですが、マップもない、修正もしていない、そういった、各それぞれ集落はあるのかどうか。

また、佐用町として、このような指導、防災に対する指導は、どこまで、どのようになっておるのかと。

町職員として、6 番目、町職員として机上訓練をしたと聞いておりますけれども、訓練内容、また、時系列等は提出できるものになっておりますかどうか。

また、その他等については、災害に関することをお聞きしていきたいと、このように、私は思っております。

昨日も、久崎地域においては、住民の調査からして、久崎地域の水害について、まちづくり課の提案により、東大の教授等を迎えて、昨日も、このことについて、いろいろ話をしております。

水害への備えということについても、昨日、7 時から 9 時過ぎまで、久崎集落として、いろんな観点から検討もされ、いろいろと報告、研究者からの報告等も受けております。まあ、このような観点から、本当に佐用町が、昨年のような被害が、いかに少なくできるか。また、取り組みができるか。われわれ人間として、非常に微力でありますけれども、それに立ち向かうだけの努力は、必要ではないかと。自分の命は、自分で守っていくんだという気構えも、非常に大切なことではないかと、このように思っております。

一応、この場での質問は、終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の集中豪雨のように、異常気象と言われる局地的なゲリラ豪雨が、近年増えており、全国で時間雨量も 50 ミリを超える雨量が頻繁に伝えられ、大きな自然災害が、今年も全国各地で発生をしております。また、それによって、尊い命も失われております。

町内には、河川沿いの集落や山に接した集落、比較的平坦な土地の集落など様々な地形の集落があります。そのため、河川の増水だけでなく、土石流や急傾斜地の崩壊など、土砂災害の危険な箇所など、地域によって危険箇所は様々であります。自分たちの集落の危険箇所の再認識、確認を行い、災害による被害を少しでも減らす取り組みが必要でございます。

町では、5月の自治会長会で、災害時要援護者支え合いマップ、防災マップということについて、作成マニュアルについての説明を行い、地域の危険箇所の確認、避難経路の確認、高齢者、障害者などの把握などを含んだ、地域ごとの防災情報を書いた、防災マップの作成をお願いをいたしました。

防災マップについては、地域の実情に詳しい地域住民自身が作ることににより、実状にあったものが作成ができるというふうに思っております。

現在、防災マップを作成されている地域、自治会は、三日月東部8自治会、中安7自治会でございます。現在作成されている地域は、地域づくり協議会を中心に、安全・安心のまちづくりに取り組まれる事業の一環として作成をされております。中安地域では、全世帯に配布をされておりますが、三日月東部地域では自治会長や消防団など特定の人を持っておられるということでございます。

行政として、防災対策を行わなければならないことは沢山ありますが、昨年のような大災害の場合、行政として全ての地域に災害対応することは非常に難しくなります。災害による被害を少しでも軽減するためには、議員ご指摘のように、個人や各家庭で防災に取り組んでいただき、自助の活動、また、自治会なり隣保、隣近所でお互いに助け合う共助の活動、そして防災対策のハード事業や地域の防災力を高めるための支援活動など、行政が行う防災、減災の活動、公助が、災害対策において、お互いに協力していくことが重要でございます。

町全体で高齢化が進む中、自分たちの地域の危険箇所の確認や災害時要援護者の把握など、防災マップ作成の必要性や地域コミュニティの重要性について、ひょうご地域防災サポート隊の協力をいただきながら、町内6箇所で防災研修会を開催をいたしました。その後、防災マップ作成の実践研修会も予定をしております。実践研修会は町内142自治会ごとに実施したいところでありますが、講師の都合等にもより、概ね地域づくり協議会単位で開催を予定をいたしております。

まだ防災マップができていない自治会がほとんどでございますが、マップ自体を作成することも大切ですが、作成する過程が非常に大切であり、隣近所のコミュニティーを再確認し、地域の絆をより深めるためにも全自治会においてマップの作成を推進していく予定で支援をして参りたいと思っております。

既に自治会や地域で作成されているところについても、再度見直しをしていただき、より効果的、充実したマップになるよう取り組みの支援をして参ります。

また、職員自体の資質向上や実践でのスムーズな対応ができるように、防災研修会や防災訓練を実施をしております。職員の防災訓練は6月1日に実践型訓練を実施をいたしました。内容については、昨年の台風災害を想定した、非常参集訓練、各災害対策部における活動訓練、情報伝達訓練などで、朝5時30分から8時までの間実施をして、新聞でも

報道をされておりますので、その内容については、資料についても提出ができます。

また、自治会ごとの訓練は、まだ実施されていないのではないかと考えておりますが、各地域づくり協議会においては、地震対応の訓練や研修会が実施をされております。今後は、地震対応だけでなく風水害に対する訓練も、繰り返し行っていく必要があるかと思っております。

防災は、住民・地域と行政が一体となって、命を守ることが最も重要であり、昨年のような、多くの尊い人命を失うというようなことが二度と起こらないように、今後も職員や地域での訓練や研修を繰り返し行い、佐用町が安全で安心な町になるよう、今後、努力をして参りたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問を許可します。大下君。

11 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございました。

それでは、再質問を順次していきたいなと、このように思っております。

本当に、この災害、防災等々については、佐用町発足 5 年を迎えて、私も、過去 3 回、この防災等々について、一般質問の中で触れたことがございます。しかしながら、その後、ずっと様子を、各地域の様子を見ていっておるわけでございますけれども、なかなか、うまく、その組織が出来上がっていない。また、住民周知へのものが希薄であると、このように思っております。

先ほど、町長の方から、三日月、中安等々については、それぞれ、自治会単位なり、そういう中で、ある程度の、組織づくり、また、内容等々が作られておるということをお聞きして、非常に喜んでおりますけれども、過日も、佐用町の、佐用、広報さようでもって、表紙に利神地域の地域づくり協議会が、こういった訓練をしております。これをもらった時に、本当に、私、心から嬉しく思いました。子ども達と一緒に、地域の人が、一丸となって、そういった全ての防災等々について、取り組んでおるということ、また、内容等を見せていただき、この表紙を見た段階で、本当に嬉しく思いました。感謝いたしたいと、このように思います。

まあ、議会からも、私は、この 7 月の 28 日に、愛知県の岡崎市の方に議会代表で、総務委員会が視察に行かせていただきました。当局からも、防災課長の方からも参加していただき、本当にありがとうございました。この所は、市であり、20 年でしたか、大きな水害が発生して、それらの対策等々について、岡崎市役所で、いろいろとこう、研修をさせていただきました。そのきっかけはですね、前回の、森林災害等々について、私が、一般質問させていただいた時に、豪雨時における浸水の危険をサイレンで知らせますといった岡崎市の、そういった設備が、水害以降、新聞にも載り、実際、そのことが、本当に、どういうものなのかということ、研修に参加させていただきました。まあ、非常に、それぞれ、危険水域のある所を抜粋しながら、その所に、そういったサイレンの吹鳴ができる設備を作っております。1 台が 30 万円ぐらいは掛かるそうですけれども、岡崎市では、その浸水の怖れのある所 13 基を設置したということであり、それ等々について、いろいろと職員から説明をお聞きしました。

私は、非常に興味を持って、そのことを、今でも、こういったことが、佐用町内にできるのかどうかと。ましてや、今回の水害等々については、非常に、異常な豪雨ということ、言うまでもありませんけれども、日常、これ以下の水害等があってもですね、非常に、

佐用町は、非常に不安を感じる地形でございます。そういった中に、このようなものが設置ができたらなということ、思いでもって、参加させていただき、また、そのことも、まだ詳しく、私自体、整理をしておりますけれども、概略には、だいたい理解しております。

また、その時点で、佐用町三日月における、広山における、そういった放送設備等々も、前回、お話をさせていただく中で、本当に、われわれ佐用町民が、安心して暮らせるような設備、また、町民、2万人の町民に、危険ですよということを、伝えるものが何かないのかなと。まあ、今もありますけれども、まあ、今回の場合は、そういった防災無線もうまく稼働しないままに、また、地域では、全く、まあ私は、久崎におりますけれども、そういったものについての、する術もなかったというような観点から、非常に、このことを強く思っております。

必ず、こういった防災、地域防災というものについては、今後、何が何でも、やはり取り組んでいかなければならないと、このように思っております。

そこで、町長に伺いたいのは、地域ごと防災マップ等は、町として把握し、また、そういった資料等々をもらっておるのかどうか。今も8集落というような格好の中で、他は、ほとんどできていないんだということでありましたけれども、町長、過去、今まで言われてきておるのは、区長等の交替時期においては、必ずこのことも伝えておりますよということでありまして、そのことは、実際できていないのかなと、このように思います。ある地域においては、全くできていない。私自身も、非常に情けなく思っておりますけれども、そのような集落も、私は、目にしております。

そのようなことで、本当に、このマップ等々、各地域から、その三日月にしても、町の方に、届けたり、そういうのをもらっておるのか、町長、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 災害のですね、時における対策について、昨年の水害の経験の中で、今後取り組むべき改善、対策、改善点、いろいろと検証委員会からも提言もいただいておりますし、また、それを待つまでもなくですね、当然、不十分な点についての対策、特にまあ、地域ごとのですね、その地域の実情に合った、その、災害時の防災マップ、いわゆる災害の対応を、どのように地域で行動していくか、そういうことが、地域の皆さんに、それぞれ、やはり自分のこととして関心を持ってですね、地域の皆さんの参加の下に、そういう作成をしていただくということ、このことが、まず大事であろうと。これは、昨年の災害の反省も踏まえてですね、考えていただくということでありまして、その取り組みをですね、今、しているわけです。

まあ、完全に、まだ、そのマップとしてね、出来上がったものが、そういう地域しかないということかもしれませんけども、今、地域ごとに県の防災の指導をしていただく、このサポート隊の皆さんにも、来ていただいてですね、そういう研修会、講習会をしてですね、そして、地域で取り組んでいただく体制を、取り組んでいただくように、今、それぞれの地域でやっていただいておりますのでね、それは、できるだけ早く作ったにこしたことはない。出来上がることに、できるだけ早く作っていただくということについては、これは、まあ、お願いをしていかなきゃいけないわけですが、やはり、ここにも、答弁も、お答えもさせていただきましてけれども、まあ、そのものができるより、そういう過程、皆さんで、この災害について、防災に対して、強い関心を持っていただいて、地域

の皆さん、皆が、同じ、一緒に考えていただくという、まあ、このことが、大事だということでありまして、それぞれ順次、それぞれの地域の实情に合った形で、取り組んでいたというふうに、私は、認識をいたしております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） そのあたりがですね、非常に欠けて、町長は、そう言われておりますけれども、地域に帰って、いろいろお聞きしますと、そのあたりが、本当にこう、一番詳しい地域の方達が、そのようなことを、まだ理解できていないというのが、現実ではないかなと、このように思っております。

また、本当に、大きな被害を受けて、まあ、1年が経過する中で、素早く、この、そういった見直し、また、そういった訓練なり、訓練に至るまでは、今、町長、おっしゃるように、非常に、その過程が必要であるということは、事実であります。その過程さえ町民が知っておれば、地域の住民が知っておれば、どこそこに避難をしなさいよといった場合は、全て行動ができるであろうと、私は、このように思っております。

このあたりが、非常に行政と地域とのずれがあるのではなかなと、このように、私は、ここ3、4年のうち、ずっと調べて見ておりますけれども、非常に格差が開いておるよう、私は、実感しております。

その過程が、本当に、私は、必要であり、私の集落においても、ずっと、そのことを歴代の自治会長にも伝え、9月1日が全国的に、そういった防災の日ですよ。それに合わせて、合わせてできなくっても、そういった1年に1回は、集落に、何かの形で、そういった防災というもの、水害被害、全ての、そういった被害について、恐ろしい、怖いと。従って、われわれ微力であっても、そういった立ち向かう勇氣、また、その順序というものを、きちっとわきまえていかないと、本当に危険な目に遭いますよと。だから、集落としても、必ず、何とか、そういったものしてくださいということを伝えておりますけれども、まだまだ、そのあたりについては、理解ができ得ないのか、一向に取り組みはできておりません。

こういった、災害については、一番、必要なのは、人命であります。今回でも、そのような形、本当に石井の奥から、久崎、大酒の下流域に至るまで、本当に、それぞれの地域事情、また、雨量等についても全く違うわけでございます。だから、それらの情報というものも全く入って来なかったと。地域からも、何も連絡なかったし、地域の者も、まさかと思っていることが、今回の大きな災害になっておるわけでありまして、それらの連絡系統等も、前回、町長にお伺いした時も、上流から下流、上郡、赤穂に至るまで、この千種川沿線、また、佐用川沿線の連絡系統も取り組んでいきたいというようなこともお聞きしました。この場で。

しかしながら、まだそういった連絡系統等も、まだまだ、今、町長は、今、検討中であり、これから、そのようなことを取り組んでいきたいということを言われておりますけれども、このようなことは、早く、やっぱり取り組むべきではないかな。このように思っております。

それが、行政としての取り組みであり、また、指導できてない所には、徹底して指導をする。集落区長を中心に、また、それらの役員さん方を話をしていく。そのサポート隊等についてもですね、もう少し回転を早く、やっぱりやるべきでないかなと、このように思っております。

本当に、このような修正が、今言うように、ほとんどの集落ができていないということでもありますけれども、これから、早く、そういったマップ等々、また地域事情に合わせた防災計画をですね、地域として、何らかの形で、作り上げると。それを、町が収集する。できていない所については、徹底的に、指導をする。このようなことが、非常に必要であると、私は、このように思っております。

まあ、行政においても、先ほど、町長おっしゃったように、職員の6月の1日ですか、5時半から8時まで、出勤前後を利用して、そのような机上訓練を行ったということでもあります。後で、その資料を、私は、いただきたいと思っておりますけれども、常日頃、このようなことを、やはりやっていかないと、いくら、その時が来ても、応用動作ができないというのが、実状であります。

まあ、是非とも、この佐用町の地域防災計画450ページ以上のものが、大きな冊子があるわけですが、本当に、何回もなく、このことを、私も見ました。私も、その書類を、昨年、無くしてしまいましたんで、事務局からお借りして、何回となく目を通しましたけれども、何一つとして、不要のものは書いておりません。これをする。あれをする。こういう格好で、取り組むんだということが、もうびっしり、450ページにわたって書いてあります。

本当に、あのことが、行政に、また、地域防災として、地域住民に知らすことを、どうして調べさすのかなど。ああ、伝えていくのかということが、非常に問題かと思えます。

とにかく、名古屋の岡崎市に行った時も、大きな、何万という住民への周知というものを、どうしてしたかと。やっぱり、地域テレビとか、そういったアマチュアの無線とか、いろんな、そういう形の中で、とにかく危険ですということだけを周知したと。これが非常に、これからも大切であるということをおっしゃっております。

危険であるということが、住民周知できれば、自分で、対応が、それぞれできるであろうし、また、地域の隣接の方々とも協力して、そういったことが、話し合わせができるであろうと、このように思っております。是非とも、そのようなことも、今後、取り組んでいただきたい。このように、私は、思っております。

これから、佐用町として、本当に、どのような指導をしていったらいいのか、町長、もう一度、お聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まあ、これまでも、災害対策についてはですね、それぞれ、その災害の後、その災害に対しての検証を行って、例えば、16年の水害の後についてもですね、久崎地区、佐用の方も大きな水害、災害が出ました。そういう後に、まあ、その、反省の中で、久崎にもサイレンで危険を知らせる吹鳴装置が設置をされたということでもあります。まあ、今回の災害におきましてですね、いろんな、たくさんの河川、支流がある中で、そういう河川の状況、水位の状況、その点についても、なかなか情報を、全て把握することができない。そのために、県にもお願いをして、河川ごとのですね、水位計の設置をしていただき、それに対して、それをリアルタイムで佐用チャンネル、合併後設置しましたテレビで、佐用チャンネルで、災害時には、情報を提供できるようにするとか、そういう、その改善を行ってきております。

まあ、それから、今回のような災害の対策として、やはり地域でのね、やっぱり、改めて、活動、防災対策が必要だということで、先ほど、何回も申し上げている、各集落、そ

の地域で、改めて、その防災に対する取り組みを、皆さんでしていただくと、そういう、その、1つの方法として、地域防災マップを作成をしていただこうということで、その防災マップを作成する中に、いろいろな地域の実情、自分達の地域を、もう一度、よく見ていただき、また、危険箇所、そして、その災害時、どういうふうに地域の皆さんで、助け合っていくか、そういう点についてね、地域コミュニティを、やっぱり改めて、しっかりと、確認をして強化をしていただきたい。そういう取り組みを、今、しているわけです。それをやっていただくということがね、大事であって、それがまあ、なかなか、地域の実情によって、早急にできていない所、早くやっていただいたところ、それは、ある程度、マチマチになってくると思いますけども、まあ、町としては、そういう状況を、地域の取り組みの状況を把握しながらですね、当然、必要な助言、また、遅れている所については、できるだけ早く、こういうふうにしてほしいという指導、まあ、そういう点については、当然、町として、行って参りますし、当然、また、地域だけに任せるわけではない。これは、当然、町が責任持って、町の責任の中でやらなければいけないこと。このことは、地域と共にですね、一緒にこう、取り組んでいかしていかなければならないと思っておりますし、そういうふうに行って参ります。

まあ、今、何もできてないように、ちょっとまあ、議員も言われている所ありますけれども、まあ、先般もね、そういう、上月地区なら、上月地区での、この、県から派遣いただいた、このサポート隊による、この地域での防災マップの必要性、また、災害時での活動の重要性、そういう点について、皆で、まあ、研修もしていただいたところですし、他の地域でも、それをやっていただいております。また、それを受けて、また、集落ごとにおいてもですね、当然、自治会長さんも中心に、取り組んでいただけるものと思っておりますし、そういうふうをお願いをして参ります。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

あの、再質問について、もう少し簡潔にお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

11 番（大下吉三郎君） それとですね、まあ、このような配布物を、町は、保存版として、配布いたしております。これは、各戸に全ていっておるのは事実だと思いますけれども、本当に、この内容見ますとね、本当に、隅から隅まで書かれておりますし、非常にこう、字が小さいんですけども、私が、見た限りでは、こういった、本当に、物が、各家庭に配布されていくということは、誰もが周知できておると思うわけですが、実際、このような形で、本当に配ったとしても、本当に活かすことは、その地域の、それぞれの防災等々の中で、先ほど言われたように、いろいろと論議していただくということではないと、家庭に、このまま配っただけでは、目を通したとしても、理解ができない方も、たくさんおるのではないかなと、このように思っております。

まあ、このようなことも含めて、必ず完璧な、完璧なという言葉使いますけれども、きちとした指導をですね、やはり、行政はすべきではないかなと。

また、できていない地域についてはですね、必ず、どのような形であろうとも、一度提出せよと。こうこう、こうであるべき。また、そのサポート隊に、いろいろ助言をいただき、また、連絡システムをして、分からないところは、聞くとか、そういった、いろいろな細部におけるものを、今、ここで、このような被害が出た時に、やっておかないと、いつ、何時、また、このようなことが、起きるか分からない。

過去、それぞれの地域では、避難箇所というのは、それぞれ指定しておると思います。しかしながら、久崎等についてはですね、その当日、9日の夜には、避難した者が27名ほどしかいなかったということでもあります。そのへんについても、いろいろと結果論でありますけれども、家庭にいた方が良かったとか、まあ、どこそこへ避難したからとか、いろいろな分散型の避難、それぞれされているわけですが、指定する、そういった小学校への避難というのは、27名ほどしかいなかったと。このことが、いいのか、悪いのか、まあ、これから、いろいろと判断する中で、そういった、避難地の指定ということも再度、検討しなければならないのかなと。このようなことも思っております。

まあ、いずれにしても、これから、各自治体において、このようなことは、早期に、まとめていただき、行政も、その地域の、どういう内容を作っているのかということですね、やっぱり聞くべきであろうと。私は、思っております。

いくら、こういった、われわれ行政と、私との中で、論議をしたとしても、それを実行するのは、行政であり、また、地域であります。まあ、このようなことを徹底して、きちっとしたことを、まとめていくように指導をお願いしたいなど。まあ、私は、これ以上の、そういった防災等々については、言わないことにしたいと思っております。

完璧なものが、だいたいの作り上げができるのではないかなと。このように思っております。

そこで、ちょっと、観点変えまして、その他の防災に関することですので、消防長に、ちょっと、お聞きしたいんですが、地域ですね、自治会組織の、何かある時には、一朝有事には、そういった水防団として、消防団が、行政と一体となつてですね、取り組みをしなければならないんですけれども、それらの、行政と消防団のあり方ということについて、つながりということについて、指導はされておるんでしょうか。お聞きします。

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 消防団の方につきましては、企画防災の方で、消防主任という、まあ、職責がありまして、そちらの方で、いろいろ研修等も計画はしております。で、まあ、消防署の方とは、消防団の方の幹部会議、あるいは、その消防団本部運営会議等に署長なり、あるいは私が参加しまして、必要な情報交換を行っております。

先日も、団の幹部会があったんですけれども、町の水防体制についての見直しが、9月に行われました。それについて、消防団とも協議しながら、今後の体制をどうするかというふうな打ち合わせを進めております。

以上です。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） ありがとうございます。

まあ、何か、ことあるところについては、地域の、そういった災害等々については、もう私が理解しておるのでは、自治会長の配下で、もってですね、お互いに連携を取りながら、そういった水防活動なり、それぞれの災害に対する対策をですね、取り組んでいくということでもあります。

まあ、自治会長が、消防団に指示したということで、ちょっと、それは、違うんじゃないか、団長がするんじゃないかというようなことも、ちょっと耳にしたことがありますので

ね、やはり、そうではないと。私が、災害、水害、それぞれ災害のある時は、全て、地域については、自治会長が全て大将であるということの中でね、やっぱり連携というものが必要になってきますので、やはり、そのあたりも、団の方へも徹底を図ってもらえたらなと、このようなことも要望しておきます。

まあ、お互いに、私も言いたいことがありますし、町長も、それらについて、取り組んできていただいておりますということから、これ以上の防災等々についてのことは、あまり言いたくはございませんけれども、いずれにしてもね、きちっとした、そういった消防体制というものは、また、自治体制というもの、やっぱり取り組んでいく必要が、今、あるのではないかなと。ましてや、このような大きな被害が出た後、もう1年が経過する中でね、それぞれの地域は、やはり、このことについて、非常に関心を持っておりますし、また、地域の方々に、住民の方々に、理解をしてもらわないと、本当に、このことは、前へ進みません。いくら行政で、私を言ったところで、地域の本当に実情に合った、そういった対策というものを、自治会単位にまとめてあげていただくということは、非常に必要であろうと、私は、思います。

そこで、これからも行政としての指導をですね、もう少し徹底して、そのような、今回のような、ことに対する取り組み、最低の取り組みがね、やはり住民としてできるように、ひとつお願いを申し上げてですね、指導を徹底するように、お願いをいたします。

まあ、取りとめもない話になったかと、議長からも、言われましたけれども、やはり、自分の発言は、発言として言わせていただきます。

そのようなことで、一応、この防災等々について、いろいろと話しましたけれども、いずれにしても被害を被るのは自分であります。それぞれの地域、家庭であります。一番被害を少なくするためには、地域、住民も行政も一体となって、このようなことに取り組み、早く、このような対処方法ができることを望みまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君）                      町長、答弁ある。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）                      はい、町長。

町長（庵道典章君）                      そういう、対策についてですね、町も、いろいろと、今、できるものから、また、順番にですね、計画的に対策を行っていくための、取り組んでおりますけれども、地域においても、皆さん方に、強い関心を持って、できるだけ早く迅速に、そういう計画についてもですね、取り組んでいただくことが大事ですし、そういうふうをお願いしております。

そういう意味で、今、担当課長の方からですね、現在の地域における取り組みの状況、今後の、だいたい、見通しですね、そういうことについて、若干、報告をさせて、関連として報告をさせて、最後にさせていただきます。

〔大下君「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君）                      はい、企画防災課長。

〔大下君「お願いします」と呼ぶ〕

企画防災課長（長尾富夫君）　　今、議員、ご質問のとおり、行政も、それから、地域、住民の方も、こう、一緒になって、防災に取り組んでいかなければ、昨年のような大災害においては、尊い命を失うことになってこようかと思えます。

そういう中で、先ほど、町長が答弁しましたように、まず町内6会場において、この地域での防災マップ等、防災に対する取り組みの必要性、これについて、それぞれ自治会長さんなり、役員さんに研修をしていただきました。そして、この後、概ね、13の地域づくり協議会ごとに、また、サポート隊の協力を得ながら、実際にマップづくりについての取り組みを進める予定であります。

また、必要に応じて、町の職員も、それぞれの自治会の方に入って行きながら、自治会の皆さんと共に、それぞれの自治会におけるマップづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

その他、災害の検証委員会からも、避難のあり方とか、情報の伝達方法、いろいろ提言をいただいておりますので、今現在、その提言に向けても、順次、できるものから、早く取り組めるような形で、職員の中で、プロジェクトチームを作りながら、取り組みを進めております。

以上、簡単ですけれども、報告させていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、大下君。

11番（大下吉三郎君）　　いろいろと、私の方から、さっき終わったわけですがけれども、そのようなことを聞こうと思っておったんですけれどもね、聞くまでもないと思ひまして、言いましたけれども、そのような内容でありましたら、是非ともですね、今後とも、ご尽力をいただいで、ご指導をしていただきたいと、このように思ひます。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君）　　はい、11番、大下吉三郎君の発言は、終わりました。  
続いて、2番、新田俊一君の発言を許可します。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君）　　2番議席の新田でございます。

私は、昨年、台風9号による災害について、お伺いをしていきたいと思ひます。

まず、最初で、1番ですが、昨年の8月9日の豪雨による大水害によって、18名の尊い人命が失われ、2名の方が行方不明となる、大惨事となりました。また、家屋の被害は1,789棟にも及び、災害の大きさに胸が痛みました。県西北部豪雨災害の発生から、一年後の今年の8月9日には、追悼式が厳粛に行われました。追悼式では、町長、議長が追悼の辞を述べられ、また、県知事、国会議員、次に、これ、県議と書いてあるんですが、これは、ちょっと消していただきたいと思ひます。の、方々が、佐用町の早期復興を祈念して、あいさつされました。参列者の方々は、犠牲者の冥福を祈り、静かに手を合わせておりました。今後、このような災害を、起こさないような対応を、一日も早く実現してもらいたいと思ひますが、万全を期していただいているかどうか、町長にお伺いしたいと思ひます。

また、7月16日、町長は、災害検証委員会の報告を受けた際、防災計画に照らして、町として、災害対応としてできなかった点、不十分だった点が、あったと発言されておりますが、あの集中豪雨の中、本当にこう、適切な避難勧告は、非常に難しかったと思います。地域によって、雨量が違い、時間的にも、ズレが生じていたと思いますが、結果として、佐用町全体に、避難勧告を発令されています。

今後、避難勧告等を行う場合、どのようにされる方法でやるか、お伺いをいたします。

2番目ですが、犠牲者の方々、行方不明の方々の犠牲に、報いるためにも、今後、しっかりと災害対応がされることが、重要であると考えます。また、家屋に被害を受け、仮設住宅等での生活を余儀なくされているの方々、まだ、47戸、112人おられると聞いておりますが、恒久住宅への移行について、どのように対応される方針であるか、お伺いをいたします。

3番目ですが、もう皆さんもご承知のように、町民から佐用町が提訴されております。町長も、現段階では、大変、説明も難しいと思いますが、提訴されていない被害者のご遺族の方々も含め、全ての被害者の方に公平な判断をされることが、大切であると考えます。町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

過去には、1998年、神戸市兵庫区の新湊川が氾濫し、浸水被害を受けたビル所有者らによって、県が提訴されましたが、裁判所は、相当な降雨量だったことを理由に、請求を棄却しています。また、2000年の東海豪雨では、死者10名、約7万棟の浸水被害が生じ、名古屋市の洪水対策が不十分であったとして、住民が、提訴されていますが、500年から1000年に一度の豪雨の予測や、対策は不可能であるとして、請求を棄却しております。訴えが提起される前には、町長は、住民からの提訴に対して、真摯に対応するとコメントされていますが、実際に、訴訟が提起されている現在の、町長の訴訟に対する考え方をお伺いしたいと思っております。

最後に、佐用町災害検証委員会が、7月の16日に、検証報告を町に提出されました。その提言を見ておりますと、町の災害対応について、初動対応の強化が要請されているものと考えます。町として、どのように対応されているのか。また、今後、どのように対応されていくのか、お伺いをいたします。

以上、この場での質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、避難勧告についてということのご質問でございますが、佐用町は平成17年10月の合併により、307.5平方キロの広大な町域を有し、災害時に全地域のきめ細かな状況を把握する仕組みがございませんでした。

また、地域防災計画には地域別に避難勧告を発令する規定もなく、現場からの報告や地域からの被害情報、雨量の状況や河川水位の状況などから町全域に、今回、避難勧告を発令することとなりました。

今後の対応については、佐用町台風第9号災害検証委員会からの、90項目の提言の中においても、対象範囲を細分化して避難勧告を出すことが望ましいとの提言もいただいております。避難勧告等の発令範囲を細分化するためには、避難勧告等の水位観測点ごとの概ねのエリア設定、水位観測点が無い地域や、土砂災害の危険な地域に対しては、各種の収集した情報をもとに、支所単位などで発令することや、事前に整理したエリアを参考に、

各種の情報機器や関係機関、住民や災害モニターから収集した情報から、総合的に判断をするなどの検討が必要でございます。そのため、町では、提言推進プロジェクト委員会をつくり、全職員が一緒になって、提言の実現に取り組んでいるところであります。

次に、犠牲者の方々、行方不明者への今後の対応や家屋の損害を受けた方への今後の対応についてということでございますが、町では、被災直後から災害被害者の遺族の方に対し、説明の機会を持って参りました。昨年の11月には、幕山町営住宅の関係遺族の方に対し説明会を行い、その当時の気象予報・警報等の発令状況、町の対応などについて説明をして参りました。検証委員会から報告書をいただいた後には、ご遺族を個別に訪問させていただき、真摯に対応してきたところでございます。

行方不明の方への対応は、これまでの間、たくさんの方の協力により捜索が行われて参りました。町としても重機を借り上げると共に、職員も捜索に加わってきたところでございます。この秋から、河川の拡幅等の工事が始まります。これまで捜索できなかった所にも手が入ることになると思っておりますので、工事の中で、十分注意を払いながら、工事を進めていただくように依頼をしたいというふうに思っております。

また、家屋の損害を受けた方への対応につきましては、これまでと同様に被災者生活再建支援制度の加算請求手続きなど、引き続き被災者支援を行って参ります。

なお、仮設住宅等に入居されている方に対しましては、個別に面談を行い相談を受けております。その中には、町営住宅への移転を希望される方もおられますので、それぞれ早期に入居できるような手続きも、今、進めております。

次に、この度、遺族の方から提訴をされましたが、提訴されていない被害者の方々にも、もっと思いやりのある心で対応される気持ちはありますか。全ての被害者の方に、公平な判断をされることが大切だと考えますがとの質問でございますが、先ほども、お答えをいたしましたように、提訴をする、しないにかかわらず、ご遺族を個別に訪問させていただき、検証報告の内容などのお話もさせていただくなどの対応をしてきております。今後も、これまでと同様に、全てのご遺族の方に真摯に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、住民からの提訴についてということでございますが、住民からの提訴は、過去の水害においても、国や地方自治体の河川やダムが問われたケースはありますが、避難勧告のあり方を問う訴訟は異例と聞いております。この度の訴訟では、避難勧告の遅れが争点となっており、避難判断水位が設定されていない河川で起きた、自然災害時の町の対応を問われているものであります。提訴されたことは、非常に残念なことでございますが、当日の状況等も含め、法廷の場で、十分、説明をしていきたいというふうに考えております。

最後に、県における初動強化の取り組みについてということでございますが、県では、大規模災害に見舞われた被災市町に派遣する、ひょうご災害緊急支援隊を、9月1日に発足をされました。これは、災害対応のノウハウを持った県や市町の職員らを登録し、初動・緊急対策を支援する先遣隊と、数日後に避難者対策や廃棄物処理、ボランティア受け入れなど応急対策を助言する専門家で構成した支援隊であり、昨年の佐用町などの大規模災害への対応の教訓から、被災市町への初動支援や専門家の助言が重要であるということを確認して発足をされたものでございます。

以上、簡単でございますが、この場での新田議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（矢内作夫君）

はい、再質問を許可します。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 新田君。

2番（新田俊一君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

先ほどの質問とか、また、大下議員への答弁の中と、かなりこう、同じようなところがあるかと思いますが、再確認のために、またご答弁をしていただきたいと思います。

一番最初ですけれども、一番目ですけれども、昨年8月9日の集中豪雨により多くの犠牲者と家屋の被害、河川被害、農地、山林の被害に、町長先頭に、町職員、各種団体、警察、自衛隊、そして1万6,000人からのボランティアの方々の懸命の助けにより、より早く被害地域の処理ができましたことに対して、心から感謝を申し上げます。

しかし、被災地の現状は、まだまだ不安な箇所が多くあります。また、集中豪雨があれば、大変な惨事が予想されますが、町長は、どういうふうに、これを考えておられますか。まあ、場所的に言えといわれれば、言わないことはないんですが、まだまだ、危険な箇所がありますので、そういう所は、掌握されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自然災害で、また、どのような地域に、またどれぐらいの、また、雨量が、例えば、雨が降るのか。また、その風吹くのか、本当に、これは、当然、本当に、今から予想することは、できませんし、まあ、その状況が、どのような、また、それ、事態を起して行くのか、それは、当然今回、昨年の災害を教訓にですね、まず考えていく、これしかないと思いますけれども、昨年のような豪雨がですね、また、非常に降れば、当然、まだ、その対策は、今、これからでありまして、特に、被害のあった所、また、これから、工事を行わなきゃならない所、まあ、こういう所については、逆に、まあ、まだ非常に弱い状態にあるわけです。まあ、昨年のような、豪雨というのが、まあ、統計的には、100年に一遍とか、200年に一度とかいうふうに言われますけれども、これは、本当に、いつ、そういう雨が降るか分からないような、異常気象だということは、よくもう、言われておりますし、私達も、それを一番心配はしております。

そのために、まあ、1日も早くですね、しっかりとした復旧工事、また、復興ですね、改良工事を行っていただく。まあ、しかし、これにも物理的に非常に時間がかかることは確かです。まあ、河川の、まず大規模な改修につきましてもですね、何回も、いろいろと説明させていただいたとおり、災害の、今からの、秋から工事に、実際に着手していただいてもですね、5年ぐらいは掛かるだろうと言われておりますけれども、まあ、これについても、できるだけ早く、やるしか、やっていくしか方法はないと思います。

ただ、そういう中で、ハード的な、この対策は、そういう限界というものが、ありますし、時間的な、やっぱし、どうしても必要な時間が掛かるという、そういう状況があるわけです。そのために、先ほど、大下議員からのご質問のようなですね、その災害時における、そのソフト、地域での災害の中で、被害を軽減する、また、人命について、まず、人命を失うようなことがないような、まず、その対応をしていけるようなですね、そういう準備という、備えというものが、まず必要だと。その両方ですね、進めていかないと、この災害対応は、なかなか難しいと言いますか、そういう災害対応しなければならない状況ではないかというふうに思っております。

まあ、あの、工事、山の、そういう、その、今の被害を受けた箇所の復旧事業、ハード的な事業においてもですね、現在計画している所だけで十分かと言いますと、それも災害の状況によっては、谷、谷、山からのですね、崩壊、谷からの土砂の流出、そういうものの対策というのは、本当に、全域、町域全部の所で、本当は、最終的にやっていかないとですね、安心できないというような所がありますけれども、なかなか、これだけ広い地域、そのたくさんの事業をですね、それを全てやっていくことは、非常に難しい面があります。

そういう面では、そういう構造物、砂防堰堤とかですね、砂防ダムとかいうようなものだけではなくてですね、よく言われる山林の管理。災害に強い、そういう山に再生をしていかなきゃいけない。こういう取り組みもですね、同時に、また、一緒に進めていかなければならないということだというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、町長、非常に丁寧に答弁していただいたんですけども、私も、何度かこう、あの、風倒木のことについて、いろいろとこう、議論してきたわけなんですけれども、ここに、新聞にも出ておったわけなんですけれども、私が、常々言っておるのは、これ平成4年ですか、ごめんなさい、ちょっと、これ分からないんですけども、台風の、この、あれで、ごつつう風でこう、木が倒れて、それで、森林組合等によりましてね、全部こう、木を施業していただいたわけなんですよね。しかし、実際問題としては、最終まで、処理されてなかった。と言いますのは、よく話して、冗談ごとでも言うんですけども、切り倒して、そのまま、放置したまま終わっておったというような状況があって、ここに新聞に出てますが、3分の2ぐらいが、まあ、その、山にまだ残っていると。で、流出したのは、これ、2割、風倒木が流出して来ておるといわけですね。それが、まあ、新聞に書いてあるように、この流木が、災害の大きな原因になっておるといようなことも書いてあるわけなんですけれども、僕も、常々、そういうことを、よく言っておったんですけども、その当時の森林組合の方々は、どういう状態で、そういう仕事されておったのか、手抜きだったのか、それが当たり前だったのか、ちょっと、そのへんのところも分からない訳なんですよね。やっぱり、これからも、また、森林組合も、ずっと続くわけなんですけども、そういう除伐言うんですか、全部除けて行って、きっちり、その、絶対こう、流出しないような所に、ちゃんと置いておくとか、もしくは、木を全部、有価木として出して行って、お金に替えるとか、また、いろんなやり方があると思うんですけども、これからは、もう、やっぱり同じように、そこに切って、捨てて、そのままになっていくのか、やっぱり綺麗に片付けていくのか、そのへんのところを、ちょっと、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、平成16年には、の台風でですね、山林、特に、ヒノキ、杉、そういう人工林が、倒れてですね、大きな被害が出て、それ用の対策として、今、お話のように、その対策処理、これは、非常に緊急にですね、県にもお願いをして、相当の費用をもって、その処理をですね、していただきました。

しかし、その処理の方法そのものにつきましてはですね、これは、森林組合が、全部責任持ってやったわけではない。森林組合は、その作業を行う、その実施していただく団体として、森林組合が、まず、全て、中心になってですね、取り組んだということです。

で、当時の、当然、処理の仕方につきましてはですね、搬出できる場所は、搬出もして、チップとか、そういう形でも、搬出してますけども、なかなか作業道なりですね、道路が、林道等が整備されてない所、そういう所について、その搬出そのものも困難だという所も、たくさんあります。

それから、倒れた木をですね、その後を整理して、また、植林をするということが、前提だったんですけれども、なかなか、もう後の植林をしても、その管理ができないというような状況もありましたし、その当時は、全て、倒れた、被害があった所を、100パーセントできたわけではありません。かなり、山の奥の方の山ではですね、奥では、もう、そのままになってしまっている所も、たくさんあります。

それは、まあ、個人、個人の山の主がですね、関心が低いと。山に対する関心が低いということも、1つの原因でもあり、また、作業そのものがですね、もう機械も入らない。人が歩いて入ること自体も、なかなか難しいような状態の中で、その期間の中で、十分に、そこまで対策ができなかったということであったと思います。

しかし、今回の、水害の中でね、当時、その山に、そのまま、丸太にして、積んでいた物が流れたとか、それから、倒れたままの物が流れて来たということは、確かにありましたけれども、まあ、調査でも、県がされているように、それは、全体の2割ぐらいで、ほとんどがですね、その立ったまま、立木が、土砂と共に流出して、それが流れたというのが、たくさん、大きいわけです。そういう物も含めて、全部が、その、今回、それぞれ橋等に引っ掛かってですね、災害を更に、大きくしたという原因にはなっております。

ですから、まあ、この、山林のですね、状況というのは、本当に、今、また、同じような雨が降れば、同じような被害が出る。また、それ以上の被害が出てくるというようなね、危険な状態になっていることは確かです。そういうことで、今回の、風倒木のですね、新しく処理、河川沿いの処理等についても、県が緊急に、これ今、やって、森林組合の方で、実施をしておりますけれども、しかしまあ、山の木がですね、倒れたり、また、ドンドン流出するというのは、山自体が、そういう荒廃していることと。それから、木がですね、既にもう、植えてから40年、50年経って、もう伐期が来てます。本来、切らなければならない時に、切っていないというのが、現状です。

ですから、今後ですね、当然これは、森林組合としても、町の森林行政としてもですね、この、木をですね、伐期が来た物を、少しでも伐採をして、経済的な面でも、少し収益が上がるような形を持っていきたい。そのためには、林道の整備、作業道の整備を行うと同時にですね、そういう、その、林材、材木の市場への、やっぱり、きちっとした出荷ですね、こういうことを、やっぱり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

まあ、山の対策というのは、本当に、これから、非常に大きな課題だというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、関連だろうとは、思うんですけれども、ちょっと通告外になりますので、また、通告の方に戻していただきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 新田君。

2番(新田俊一君) まあ、通告言うても、まあこれ、台風によることなんでね、ちょっとご理解お願いしたいと思います。

まあ、町長も説明していただいたようにね、やはり、そういったことから、流木があって、被害を被ったというようなことがあるんで、今、おっしゃられたように、是非ともひとつね、前向きに考えていていただきたいなと思います。

それで、先ほど、ちょっと何年、4年かなって言ったの、2004年のことです。すいません。

それと、もう1点ですけれども、この度の雨は、先ほども、ちょっと、通告内で、申し上げたんですが、本当にこう、地域によって、雨量が、非常に違いましたよね。まあ、防災マップのことなんか等についても、大下議員から、いろいろとこう、質問があったわけなんですけれども、今現在の、その防災体制で、今、防災マップ書かれておるようなことで、本当にうまくいくのかなという、心配な点もあるし、私自身も、自分で、そういったことも、ちょっと言われるのかなと思うておったんですけれども、ちょっと聞き逃したんかも分らないんですけれども、町長も、まあ、職員の方々もね、佐用町内、よく掌握をされているとは、思いますけれども、まあ、雨は、今は、ゲリラ豪雨のような格好になっておりますのでね、やはりもう、佐用町全域に、一般の町民の方で、誰か、モニターをね、置いておいて、その方から、逐次こう、今、この雨の、危険水位が、こんな来てるぞとか、石井の方では、これだけあるぞとか。三日月は、こんなや、真宗では、こんなだというような状況が、逐次、町に入って来るようにされるとか。

また、こないだなんかも、この、去年の9日ですか、の時に、僕も、酷い雨だったんで、自分が家へ帰ってみたら、まあ、大したことないなと思ひまして、町の方へ電話してみましたんですけれども、全然通じなかったというような状況でした。後で、聞いたら、水が浸かったということだったんですけれども、そういうことでは、非常に困るんでね、この度はなんか直されたとか、言っておりましたけれども、各地域においても、どっかでは連絡がつけるような所は、ちゃんとした、その防災マップの中に、ここは間違いなしに、電話は、何本か通じるよというようなことをね、知らしておく。または、そういうことを、しておくというような必要があるんじゃないかなと思いますが、町長、どう思われますか。

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵造典章君) まあ、今回の災害に対する検証でもですね、そういう、きちっとした、的確な情報を提供する上には、的確な、また、情報収集をしなければならないと。そういう広い町域、範囲の中です、その地域の状況が、なかなか十分にこう、町役場の中だけではですね、把握ができない。分からないということ。これを、どうカバーするか。そういうことの中に、今、議員もお話の、地域での災害モニターというような形でですね、地域の皆さん、方で、そういう災害時と言いますか、大きな雨が降ったり、風が吹いたりしている時に、地域の状況を適宜知らせ、情報をいただく。知らせていただくような、そういう形を取ることも必要ではないかということも受けております。

まあ、それは、今まででも、自治会長さんなりですね、地域からもいただいております。

例えば、雪なんかについては、降雪を、その地域、知らせていただくというようなことを、既にもうね、お願いをしてやっているわけなんですけれども、まあ、それを、もう少し広げてですね、そういう対応をしていくこと。これも1つの、対策の1つとしてですね、まあ、考えていく方法かなというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 是非、ひとつ、そのようにお願いしたいと思います。

まあ、最後になるわけなんですけれども、これ私も、これ、勉強不足なんですけれども、河川のこの改修によってね、川幅が広がる所、広がらない所、また、立ち退きがある所、ない所、まあ、いろいろあるらしいし、それで、また、河床も下げると。まあ、そういった、いろんな、県の方も考えていただいて、やられておるそうなんですけれども、今度、新しく、今度、その、近くに家を建てられる時ね、もうちょっとこう、地上げして、前ぐらいな雨で、せめて1メートルでも、1メートル50でも上げてこう、宅地を作ってあげて家を建てるとか、もしくは、そういったような所、安全な所というようなことで、また、こういう所がいいですよ。こういう所がありますよというようなこともね、23戸ですか、29戸ですか、家を建て替えられる人おればね、教えてあげたらどうかと思います。

そういう十分なことは、できないと思いますけどね、まあ、排水については、やはり、よく気を配って、これからは、ちょっとぐらいな雨では、大丈夫だというふうな状況にしていきたいなと思います。

また、河川の危険な箇所、普段から町民がね、この辺は、大きな雨が降ったら危ないぞというような箇所が、何箇所があるか思うんですけども、今まあ、自助、公助、もう1つ何か言いよったったね。

〔「共助」と呼ぶ者あり〕

2番（新田俊一君） 共助でやっていくというようなこと、話されておったんですけども、これは、非常に大事なことでありましてね、やはり、あの、皆でこう、あの、ここは絶対もう、大きなの来たら、ここが一番危ないんだというようなことを、普段から、井戸端会議的にでもいいから話し合うというような状況づくりをしていただきたいと思うんですが、そのへんは、どうでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうことをね、皆、地域で、やはり一緒に考えていただくというのが、先ほど、大下議員のご質問のいただいた、防災マップづくりとかね、そういう1つの目的であり、目的でありますので、そういう取り組みをね、していきたいと思っております。

まあ、あの、そういう自衛という形でですね、この度の災害、また、過去にもですね、被害を受けられて、新たに、家をね、新築される、建て直しされる方においても、まあ、その、それぞれの自分の判断でですね、屋敷を高く盛り上げてですね、つくられている。これも自助の1つかと思いますけども、そういう対策もされております。

ただまあ、なかなか全部の地域をね、たくさん家が、周囲にもあって、その家だけを、その地域だけを、一部をですね、地上げをしていくというのは、また、周辺に対して、また、逆の災害を起す可能性もありますし、町としては、基本的には、その現在の土地、地形、そういう中で、河川からの、そういう水害がないような、そういう、まあ、河川対策

をしていただくということが、まずは、原則なんですけれども、しかし、水害の規模によりましてはね、なかなか、全てが、そういうハード事業だけでは、安全になるとは言い切れません。

まあ、そういう中で、まあ、今回、河川の大規模な改修をしていくことで、ご協力いただき、移転をお願いをしている方々についてはね、その、できるだけ、その周辺の地域の中で、生活を、またしていただけるように、お願いをして、その土地、新たな、移転先についての、一緒に、協力もさせていただきたいと思っておりますし、また、その方が、もっと、別の所にとということであればね、当然まあ、そういう災害が、少しでも少ないような地域、そういう点も、当然、望まれると思えますからね、そういう皆さんの、ご希望も聞いて、町として、できる限りのご協力もさせていただきたいといふうに考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 今日は、ほんまに、町長、丁寧にお答えしていただいて、ありがとうございます。

これから、まああの、佐用町民がね、一丸となって、災害に対する、今度、対応できるような町。また、こういったことが、全ての人に周知されるような状況になることを、また、町長が、これからも指揮を取って、佐用町民、もしくは、さっき言うた、自助、共助、公助ですか、そういうことを、前進に押し出して、立派なこの、まちづくりができますことを、心から願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） 新田俊一君の発言は、終わりました。

午後、2人の発言が終了したんですが、ここで暫時休憩をしたいと思うんですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、再開を2時40分ということで、お願いしたいというふうに思います。

午後02時23分 休憩

午後02時40分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。

続いて、7番、井上洋文君の発言を許可します。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番（井上洋文君） 7番、公明党の井上洋文です。私は、今回3点の質問を行います。

第1点目は、空き家等の適正管理についてです。平成20年に施行された、住宅土地統計調査によると、日本の住宅総数5,759万戸の内、約750万戸が空き家とされております。本町におきましても、空き家や事業所が閉鎖され、全く管理されず、そのままの状態で放置されており、老朽化し、動物の住処になっている所が、随所で目立ち始めました。これ

らの空き家は、治安や景観の悪化を招くほか、地域の過疎化を促進させる要素になっております。

先般も、長年管理されずそのままになっていた空き店舗が老朽し、風雨により国道に倒れ掛かるといった事例がありました。これら、ほんの一例です。近隣の方々は、いかに迷惑を被っているか。

私は、昨年の6月議会で、本町でも年々増え続けている空き家の実態調査を行い、利活用について、質問いたしました。今回は、別の地域に居住する所有者が、売却や賃貸を意図せず、そのままの状態に放置している住宅や事業所についての、適正な管理について、お伺いいたします。

所有者に空き家等の適正な管理を義務付けるため適正管理条例を作り、管理不全と判断すれば使用者への助言、指導、勧告を行う。これに応じなければ必要な措置を講ずるよう使用者へ命令。それでも改善されなければ、町により所有者の公表。最終的には、警察などと協議し、撤去を依頼するようにはどうか、町長に見解をお伺いいたします。

第2点目としましては、子ども・若者育成支援推進法についてをお伺いいたします。

青少年をめぐる環境は、急速な少子化や就業形態の多様化、情報化社会の進展などで大きく変化しております。

また、少年による重大な事件やいじめ、児童虐待、有害情報の氾濫等も見られます。こうした環境変化の中で、特に危惧されることは、社会的自立の困難な青年が増加していることです。

青年の社会的自立の遅れは、国の活力が削がれることにつながり、社会にとっても損失であります。非婚化、少子化につながるなどの指摘もあります。このような背景を受け、昨年7月に子ども、若者育成支援推進法が国会で可決し、本年4月施行されました。この法は、子ども、若者育成支援等を総合的に推進するために設けられました。大きなポイントは、子ども、若者育成支援を社会の責任として認めたことでございます。本町としましては、児童虐待、うつ病、不登校、発達障害、非正規雇用、ニートなど、子ども・若者に対する問題は多岐にわたっております。それぞれの現状と対策はどのようにされておるのでしょうか。

そこで、本町としても、子ども、若者支援地域協議会を設置し、総合的な支援を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

続いて、第3目としましては、校庭の芝生化についてお伺いいたします。

全国の学校において校庭の芝生化が進んでおります。文部科学省としても、教育上の効果、環境保全上の効果、地域のスポーツ活動の活性化等の効果を上げて整備の推進を図っております。特に低コストで施工が可能な鳥取方式と呼ばれる手法を取り入れるところが増えております。本町においても、取り入れてはどうか、お伺いいたします。

以上、この場からの3点の質問を終わります。

議長（矢内作夫君）            はい、それでは、町長、答弁。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君）            それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、3点目の校庭の芝生化につきましては、後ほど、教育長の方から、答弁をしていただきます。

まず、第1点目の空き家等の適正管理についてのご質問でございますが、町行政の空き家対策といたしましては、町内に存在する空き家及び空き地の利活用を促進しながら、良

好な住環境の保護及び住宅供給並びに町内への定住促進を目的に、空き家情報等活用システム事業を実施してきたところでございます。

空き家の登録につきましては、家屋が空き家になって直ぐのものから、相当経過しているもの等がありますが、毎年約 50 件の問い合わせがあり、昨年も 1 件が入居をされております。

また、昨年空き家実態調査を行ったところ、町内には約 557 件の空き家がありました。経過年数が長いものの中には、取り壊す以外には方法のないものもあります。また、老朽化が激しくなると倒壊し、隣近所への危険が生じたり、交通に支障が出たりすることも懸念をされます。所有者の特定等については、行政として調査ができるわけですが、維持管理は、所有者の責任であることが大原則であり、警察などと協議をし、行政指導、また、勧告などを行っても、最終的には所有者の意思、判断に任せざるを得ない点もあるわけですが、しかし、このように、非常にたくさんの空き家が増えてきて、その放置される、空き家が増加している、こういう状況の中で、議員ご指摘の生活環境の悪化、また、集落内での防犯や、また、災害等の面からなど、何らかのですね、規制も検討する必要があるというふうには、考えております。ただ、その規制をするための条例等、個人の所有財産を規制をするわけでありますので、相当これは、いろいろと研究をしていかなければならない課題ではないかというふうに考えております。

次に、2 番目の、子ども、若者育成支援推進法についてのご質問であります。児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化。また、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患などの子ども・若者の抱える問題の深刻化。従来の個別分野における縦割りの対応では、限界という背景の下、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、子ども、若者育成支援推進法が 21 年度制定、本年 4 月から施行をされたところでございます。

本町におきましては、21 年度に青少年育成センター、22 年度は、佐用町子育て支援センターを開設をいたしました。青少年育成センターは、青少年の健全な育成を推進する拠点。子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うための多様な子育て支援事業を推進する拠点でございます。双方とも開設以後、幅広く事業展開を行っているところでございます。

井上議員からの、児童虐待、うつ病、不登校などの状況と対策についてのご質問で、まず 1 番目の児童虐待の現況についてお答えをさせていただきます。

児童福祉法のもと、本町では平成 18 年 10 月に、要保護児童対策地域協議会を発足させ、児童虐待の通報や虐待等の疑いがある児童に関係する団体と、姫路こども家庭センター、西播磨地域コーディネーター、民生・児童委員さんなどに参集していただき、虐待の原因の調査と支援の方法について協議を行っております。

児童虐待にかかる個別の、協議会内での検討会議の開催件数は、平成 19 年度は 3 件、20 年度はありませんでしたが、21 年度は 2 件、2 回開催を行っております。本年度は、8 月末までに 2 回の検討会議を開催をしております。

また、虐待を予防・防止することの重要性から、この 9 月 1 日に、児童と高齢者虐待防止ネットワーク会議を初めて開催をしたところでございます。これは、児童と高齢者にかかわる虐待の早期発見・早期解決と、併せて両者の虐待防止につながるネットワーク作りを行い、関係機関の裾野まで情報が伝わり、情報や考え方を共有し、適切なる対応を目的として、今後とも、この児童、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催をしていきたいというふうに考えております。

続いて、2 番目のうつ病の現状と対策についてでございますが、現在、日本では、潜在的に人口の 5 パーセントから 10 パーセントが、うつ病患者になりうる可能性を秘めてい

るといわれ、特に、近年は社会情勢、雇用条件の悪化等により、中年男性のうつが増加が見られているというふうに言われております。佐用町においても、同様の傾向があるのではないかと危惧しておりますが、プライバシーに関わる事なのでありますので、現状については、具体的な統計資料は、把握ができていません。

町民のこころの健康を守るために、健康福祉課では、専門医による、こころのケア相談を開催しております。今後、ますます増える心配のあるこころの病に対して、最初の相談窓口として利用していただけるよう広報、町放送などにより周知を図っていききたいというふうに考えております。

併せて、県龍野健康福祉事務所による若者の心と身体の相談、こころのケア相談の開設を同様に周知して参ります。今後は更に、健康福祉事務所、地域の関係機関との連携のもと、うつ病等こころの病を早期に気づき、治療に結びつくための知識の普及に取り組んでいききたいというふうに考えております。

次に、不登校についてでございますが、平成 20 年度全国の中学校の不登校生徒は、10 万人を越え、35 人に 1 人の割合との文科省の調べがございます。本町においては、中学校 4 名、小学校 1 名の状況で、スクールカウンセラーや青少年センター指導員等による訪問で、本人や保護者と面接を行うなど、不登校からひきこもりにつながらないように対策を講じております。

次に、発達障害についての現況ですが、健康福祉課では、母子保健事業の 1 歳半・3 歳児健診、医療機関での健診、保育園の巡回療育相談等を実施し、発達障害の早期発見、早期対応に努めているところでございます。このような中、平成 20 年 12 月には、本町を含む西播磨 4 市 3 町で構成する西播磨療育推進協議会では、児童デイサービス事業所を設置し、兵庫県と社会福祉法人にご協力をいただき、たんぽぽが運営をされており、西播磨 4 市 3 町から同法人への療育相談があります。

本町からの相談申し込み状況は、平成 21 年度、延べ 105 件となっております。これは、4 市 3 町の年間受付件数から見ると、約 45.8 パーセントを占めております。このことは、1 歳半・3 歳児健診のとき、兵庫県が発行しております健康診査マニュアルに沿った問診票を記入していただき、発達障害の事前チェックを行っているところでございます。他市町独自の問診票の内容が若干違うことも聞いておりますが、受診件数は、他町と比較して、佐用町は、非常に多くなっているのが現状でございます。

ここで相談をされた後、療育の支援が必要と思われる場合には、専門の医師、臨床心理士などが児童と保護者に支援方法について話し合い、サポートをしております。

児童デイサービスにおける親子の療育支援利用実績は、平成 21 年度、佐用町では、延べ 1,268 件、4 市 3 町総件数の約 30 パーセントを占めておりまして、本町の利用割合が高い原因として、町内に療育専門の相談機関、療育支援事業の実施機関がなく、町外の機関で受診せざるを得ない実状があるかと思えます。また、町では、毎月 1 回、概ね 3 歳児から就学前の児童を対象とした、のびのび遊ぶ会を実施をしております。これは、遊びや生活の場面をとおして、幼児期に身につけるべき社会的スキルや生活習慣を経験し、日常生活で実践していくことや、専門スタッフによる相談・指導を受け、子どもとのかかわりを学んだり、同じ境遇の保護者と情報交換や交流をすることで、悩みや不安を軽減することを目的に行っております。

参加者数は、平成 19 年度は、延べ 96 人。平成 20 年度は、延べ 80 人。平成 21 年度では、延べ 105 人の参加がございました。

次に、非正規雇用の件についてでございますが、高校卒業者の就職状況では、地元高校では、フリーターを出さない指導が行われており、学校紹介では全員が正規就職ができています。しかし、2 年前の調査では、卒業後 3 年以内に職を替わった子ども

もが全国並みの 50 パーセントという結果もございます。

子ども若者育成支援推進法第 19 条では、子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものと規定をされております。兵庫県では、本年 4 月に、ひょうごユースケアネット推進会議が、設置をされましたが、西播磨地域では、設置に向けての動きは、まだ見られない状況でございます。しかしながら、少子化で減った子ども達を育成・保護・支援していくため、これまで以上に、強力的に取り組まなければならないと考えております。なお、総合的なネットワークを図れる組織作り・サポート体制づくりについては、全国で既に取り組みされております自治体等の先進地事例などを参考に、他の施策、計画と連携・調整を図りながら、今後、進めて参りたいというふうに思っております。

後、校庭の芝生化について、教育長の方から、答弁を願います。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それでは、町長に引き続きまして、私の方から、答弁させていただきます。

校庭の芝生化についてでございますが、運動場の芝生化が、運動中のケガを軽減するため、また、ケガを気にせず思いっきり運動ができること、また、砂ぼこりを抑制し、近隣の住家に迷惑を掛けないこと、地面の照り返しがなく暑さを和らげること、など多くのメリットがあると考えています。しかしながら、反面、ホースでの散水経費と時間がかかり、陽射しの強い日はスプリンクラーを常時稼働させる必要が生じるなど、また、芝刈りや草取りは、こまめにしなければならず、学校職員だけでは管理ができないため、また、多くの地域の方々の協力やボランティアを必要とするなど、維持管理面で苦勞されている例もあり、課題となっているところで。

鳥取方式で、雑草も含め、刈り込んでしまえば、緑のじゅうたんというキャッチフレーズがありますが、1 年中、青々とした芝生のグラウンドを保つ諸外国と異なって、四季があり、梅雨時期には、芝生にキノコが生えたり、冬季には、枯れてしまうという日本の気候では、年中、じゅうたんというわけには、なかなかいかないと考えています。

本町の小・中学校の運動場は、授業以外に、軟式テニス、野球、ソフトボール、陸上、運動会や施設の開放によって、ゲートボール、ペタンクなど、多様なスポーツ行事に使用されているのが現状であり、また、必要に応じて、ラインを引いて交通教室や駐車場にも使用している現状にあります。現状の土の運動場でも、子どもたちは、昨日の運動会もありましたけれども、一生懸命運動に取り組んでおります。運動中のすり傷など軽症はあります。また、逆に、芝生でも、ケガをしないということは、言い切れないと考えています。今後、芝生化された運動場の維持管理やコストなど、数年の経緯を調査しながら、判断していきたいと考えているところで。

以上、井上議員の質問への答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） まあ、1 番の空き家等の適正管理について、お伺いいたします。

先ほど、申しましたように、空き家が、ドンドンと増えてきているということなんでございます。空き家の実態調査をして、まあ、557 件の、まあ、空き家があるということなんですけれども、私も、この空き家の実態調査の報告を受けまして、各集落等を見て回っ

たんですけれども、やっぱり相当数の、やっぱり空き家が、空き家、事業所等が増えているということで、やはり、あの、苦情はやはり、その近辺の方からもですね、やはり苦情が出ている。トタンが飛んだりですね、それから、また、この、庭木が大きくなっているとか、その動物等がですね、住処になっているとか、等々の苦情を受けたわけなんですけれども、これ、あの、佐用町としまして、65歳以上の高齢者で、独り住まいの方がですね、8月の24日現在で、町全体としまして、1,266人の方が、その、いらっしゃるということなんで、65歳ですから、まだまだ、元気な高齢者なんですけれども、この方が、段々とまあ、高齢になっていくと、そこにまあ、都会から帰って来て、一緒に、やはり住むという方も、中にはいらっしゃいますけれども、ほとんどの方がですね、その独り住まいの方が、まあ、段々と高齢になっていって、お亡くなりになると、そこは、やはり空き家になる可能性というのは、増えてくるわけです。まあ、いろんな町としましても、この実態調査の後、いろんな取り組みをされてですね、人口増を、また、この空き家に対しての、Uターン、Iターン、Jターン等ですね、考えての施策を、これからやっていかれると思うんですけれども、まあ、あの、そうじゃなしに、空き家が、ドンドン、そのままの空き家が増えていくというのは、事実でございますので、何とか、この、空き家の管理に対して、この都会に出られて、そのまま、空き家を放ったがすということではなしにですね、その空き家に対して、何らかのやはり手を打っていただくという、その働きかけは、今後、やはり、ドンドンとやっていくべきではないかと思うんですけれども、そこらどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう状況の中で、この度ですね、実態を調査、まず調査をしなければいけないということで、調査行った結果、もう600棟近いですね、空き家があると。これは、それぞれ、いろんな事情で、空き家になってるというふうな状況になっているんだと思いますけども、やはり、この空き家をお持ちの方にですね、どういうふうに、この、今後、管理をされるつもりか、この家を、どういうふうに、後、住まわれるのか、また、処分をされるつもりなのかとかいうようなですね、連絡を取って、常に、この持ち主の方と、連絡が取れるような、やはり、まず、体制を作る。状況を作ることが、必要かと。まず第一段階ではないかなというふうに思います。

なかなか、まあ、連絡がつかないというようなところもあり、また、非常に、関心も薄くなっていく。その家がどういう状況になっているかということ自体もですね、なかなか、何年ももう、戻っておられない家も、あるような状況も見受けられます。

しかし、まだ、先ほどお話のように、将来、自分たちも帰って、ふるさとに帰って、ここで、また、住みたいと言われる方も、当然、いらっしゃいますし、そういうふうに考えていただくようにですね、また、町としてもお願いをしていかなければならないというふうにも考えます。

まあ、そういうことで、この空き家調査が、一旦終わりましたので、この空き家について、それぞれ持ち主の方に、そういうアンケートと言いますかね、どういうふうに考えられるかというような形で、住所なり所在というものを、まず確認をして、誰がこれを、管理をされる責任があるのかという点。そういう点についても、ちゃんと、1つの調査をして、資料としてですね、きちっと整理をしていく必要が、まず、あるというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これは、固定資産税がですね、まあ、土地もある、お家もあるということだったら、固定資産税等が、やっぱり掛かっていると思うんですね。ですから、その持ち主には、何らかの、やはり連絡が行っているのではないんですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） はい、あの、私とこの税務課の方では、少し、空き家の利用という観点ではないんですが、お尋ねの空き家につきましても、課税上、税法の中では、勿論、佐用町に住み票がおありの方は、当然、住民税の掛かる訳なんですが、この空き家につきましても、使用可能な分については、家屋敷課税ということで、税金を、町県民税をいただいております。ちょっと、先ほどの数字と、ほぼ近いんですが、ちなみに20年度では、対象の空き家が660、21年では、615、22年では、590ということで、これ、町県民税、住民税ですので、現在は、他の、他市町にお住みになっておるわけで、その市町で、均等割が掛かる方というのが、佐用町でも、この家屋敷課税の対象になるわけで、それが、先ほど申し上げた年ごとに349、371、386ということで、現に、ご本人さんに通知をさし上げて課税いたしております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） そうであれば、連絡がつくわけですから、先ほど、町長、言われたように、まあ、町民に迷惑かけているということに対して、やはり、所有者に対して、やっぱり、あの、責務を掛ける、やはり条例を作るべきと思うんですけども。

また、それとは別に、事業所等について、今、どのぐらいの事業所で、事業をやめられておる事業所は、だいたい何件ぐらいの事業所が、この町内にあるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、倉庫に使われていたり、全く使われていなかったり、いろいろと、建物の利用実態は、なかなか、把握はできませんけれども、あちこち、そういう事業所、昔、事業やめられて、もう、閉まってしまっている所も、あることは確かであります。まあ、件数等を、きちっと把握は、これは、まだ、調べておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、空き家と共に事業所、これ、本当に、この事業所、そのままになってですね、木もドンドン伸びていると。何回もまあ、役場の方にも、地元の方は、言われているというような、それが、その、全然、所有者と連絡が、うまくつけていただけないということで、大変、木も伸びるし、そのままになっているというのん、苦慮されている町民の方、いらっしゃいましたんで、この事業所が、やはり、この町内で事業して、やはり、ある時には、利益を得られているわけですから、そのことに対しては、もう責務としてですね、もう一度、実態調査をしていただいて、この空き家と共にですね、その事業所に対しての、何らかの措置をしていただきたいと、このように思うんですけど、それ、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 全ての事業所をですね、調査していくというのは、また、少し計画的に、また、時間も掛かるかと思いますが、今、そういう実際に、近所の方、近隣の方がですね、困っておられる、そういう所から緊急の対策、対応として、そういう事業者、また、誰が、今、その権利を持っておられるのか、そういうことを調査して、そういう所から、まずは、対策を講じていくということ、それは、当然、早急に、後から教えていただければやっていきたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあまあ、これだけあれしますけれども、やはり、あの、これだけ空き家が増えてくるとですね、やはり、あの、後残った方がですね、その地域に住むにしても環境問題、（聴取不能）防犯に対してですね、やはり、まあ、心配をされるわけですから、段々と増えていく空き家です。また、事業所ですので、管理の方ひとつ、また、これ責務を、先ほども申しましたように、課す条例を、是非ともですね、作っていただいて管理しなければ、この本町のような過疎的な地域では、ますます増えてくると思うんですけども、この点、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、3番目の件について、お伺いします。

校庭の芝生化について、まあ、先ほど、教育長、答弁ありましたけれども、この文部科学省がですね、まあ、芝生、芝生化について、教育上の効果という、まあ、芝生の弾力性が、スポーツ活動に、安全性と多様性をもたらすと。また、環境、教育の生きた教材として、活用できると。それから、環境保全上の効果としましては、強風時における砂塵の飛散防止、降雨時における土砂の流出防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制と。また、地域のスポーツ活動の活性化から、幼児から高齢者までの、様々なスポーツを安全且つ快適に実施できるという、まあ、文部科学省のですね、芝生化に対しての効果を上げて、全国的に、この芝生化に取り組みおられるわけなんですけれども、その文部科学省の、そういう整備について、教育長、どのように思われているわけですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 否定するものでも何でもありません。

先ほど、答弁でも申しましたように、プラス面、これについては、私も認識しておるつもりです。しかしながら、近隣等の、また、テクノの特別支援学校にも芝生をひいておりますが、ここ数年、毎年2回ほど行かしていただきますけれども、非常に管理が難しいと。また、状況もですね、見て、段々こう、しっかり張っているようではございますけれども、やっぱり枯れているような状態が見受けられるということで、最初の答弁でも申しましたように、非常にこう、管理が難しいということで、今、ご答弁させていただいたところです。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 先般、矢野小学校、相生市なんですけれども、ここ、行かせていただきました。芝生化にされておるわけなんですけれども、ここで校長先生等に、いろいろとお話聞きました。このまあ、芝生化は、絶対にやるべきですよという話もお伺いしたんですけれども、そこらの、教育長との答弁と違いがありますので、また、研究もしていただいたらいいんじゃないかと思うんですけれども。

それと、県のですね、県民まちなみ緑化事業の中に、校庭の芝生化という、募集要項です。この校庭の芝生化に対して、上限500万までですね、補助しましょうという募集があったんですけれども、これは、窓口が、教育委員会と違って、佐用町農林振興課になっているわけなんですけれども、これで、この矢野小学校等はですね、まあ、昨年から、こういう事業を、県の事業を、上限500万まで補助しましょうというような事業なんですけれども、これを使ってやっておるわけなんですけれども、こういう、事業があった場合に、どんなんですか、農林振興課と教育委員会との話し合いというのは、あったんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） すいません。まだ、農林振興課と、まだ、そういった話はしておりません。

ただ、私も、実は、矢野小学校、ちょっと情報が入ったんで、行ってみました。たまたまこう、休みだったんですけれども、ただ、それを公式に訪問した場合に、やっぱり、ええこと言うてやろうということで、実際に、陰になられたん私が聞いたんは、もう半端な水のやりじゃないよということと、それから水道料凄いですよということと、それから、かなりこう、ボランティア、地域の人が、かかわったということと、で、矢野小学校、来年もう、廃校いうんか、統廃合で、こうなるという状況の中で、運動会を、最後の運動会、きちっと整備された中で、やられた。ただ、スプリンクラーが、ホースを引いたんを、いろいろと移動するんですけれども、それ言われへんけど、やっぱり、それに子どもがつまづきましたというようなことも、聞きました。これは、公式に、教育委員会に行っても、学

校へ行っても、こんな情報は入らんだろうと言われたんですけども、そういうこともあって、僕は、たまたま行った時は、誰もこう、休みの日だったんで、もう廃校前やから、運動場があいたら、さっと見していただきました。非常に、まだ、状況は、芝生は、きれいに管理されておりましたので、まだ、運動会をやった後で、きれいな状況ではありません。

で、ただ、先ほど言われました、農林振興課等との補助事業につきましては、まだ具体的な話等、まだ調整は行っておりません。まだ、聞いておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） どんなんですか、もうこれ、受付がですね、第3期の受付期間が、平成22年の9月の30日ですから、もうないんですけども、農林振興課、こういうやっぱり事業があったらですね、やはり県のまちなみ緑化事業ですから、この、こういうようなのを、やはり、皆さんで検討されるということは、なかったんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まちなみ緑化事業はですね、最初、その制度ができた時はですね、都市計画内という、最初、くくりがございました。それで、町内でおいてはですね、三日月の一部が、都市計画内に入っておりますので、それが、最初、対象の範囲でした。これについてはですね、都市のヒートアイランド現象とかですね、そういう防止に使うということですね、町内では、そういう限られた区域でしたので、その時はですね、対象になるものはないという判断をさせていただきました。

その後、要望がですね、県下の中で、要望が少ないものですから、対象をですね、民間の駐車場等にもですね、広げて、一部対象にするということですね、昨年度、確か、上月地区でですね、駐車場の1件がですね、申請がございました。

今、言われるようにですね、学校についてはですね、今、先ほど、教育長なり課長が答弁されましたようにですね、町内での、まだ、学校の芝生化というところのですね、ここまで進んでないという判断をさせていただきましたので、まあ、詳細については、教育委員会とは、調整はしておりませんが、まあ、そういう制度があるということですね、まあ、教育委員会の方も流せば良かったんですけども、最初まあ、そういう判断をさせていただきましたのでですね、そういう調整は、できておりませんでした。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まああの、課長から答弁あったことに対して、私なりに、お聞きしたことに対して、ちょっと、お話をさせていただきたいと思います。

芝生の、ライン等ですね、ひかれて、後、いろんなスポーツをする場合に、まあ、支障を来すのではないかと、等まあ、答弁あったんですけども、まあ、ラインも直ぐに消え

るし、水をかけたら薄くなる。ほうきで掃くと、そのラインが消えるということで、いろいろな、やはりスポーツに対しての支障が来すということはないというような、お話もございました。

まあ、これ以上、言いませんけれども、やはり、あの、これだけ、今年の夏のようにですね、照り返しが暑くですね、気温の上昇があるという夏でしたけれども、そういうようなんの、抑制ということからおきましてもね、是非ともやはり、芝生化等についてもですね、やはり今後、検討していただきたいと、このように思います。

また、あの、このコンピュータ等についても、言われておったんですけれども、砂埃がして、この飛散で、なかなか、やっぱり開けて、コンピュータ等も使いにくいけれども、この芝生化にしたために、飛散の防止になるというような話もされておりましたんで、どうか、今後、文部科学省もそうですし、県の方も、こういうようにして、緑化事業の中に、校庭の芝生化というの、入れているわけですから、この点につきましては、やはり、今後は、検討していただきたいんです。

それと、普通、芝生化する場合、だいたい、費用がですね、高く、まあ、1平方メートル、施工費用が、マット状の芝をひき詰める場合は、5,000円から1万円ほど掛かるけれども、その鳥取方式のポット方式でやりますと、だいたい100円程度で済むということで、また、この矢野小学校もそうですけれども、地域がですね、そのことに対して、ただ、学校の先生が大変、確かに学校の先生は、管理に大変だということを言われてました。しかし、あの、児童や保護者、自治会や高年クラブ、スポーツ21や、また、まちづくり推進室等ですね、その方々の、そういうまあ、協力も得てですね、そして芝生の管理をしていると。そのことによって、やはり地域とのふれあいもできてきているというようなお話もされておりました。

まあ、グラウンドゴルフもできますし、いろんな、やはり地域の方のスポーツもできるということで、是非とも、これは、検討していただいてですね、せめて、やはり、町内の小中学、保育所ぐらいですね、試験的に、やはり1校ぐらいですね、検討されてもいいんじゃないかと思いますが、その点、どうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、面積にすれば、非常に狭い範囲ですけれども、上月中学校のグラウンド北面、三角な部分ですけれども、あれは、上月中学校建設当時に、私もお聞きしたところでは、砂埃が民家に舞うというようなことですね、今、芝生を張っております。で、まあ、ここ、4年、5年、経って、相当まあ、雑草も生えてきている状況です。管理には、非常に苦勞はしておるようすけれども、まあ、そういう、現実的には、上月中学校で、少しの面積ですけれども、芝生をひいておると、そういう現状があります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ほな、まあ、この3点目は、これで結構ですけれども、2点目の、子ども、若者育成支援推進法について、まずあの、児童虐待について、まあ、私も、何回か、質問させていただいたんですけれども、その度に、まあ、虐待はないということで、

答弁をいただいていたんですけども、やはり、この21年度2件、これ、22年度は2件ですか、というふうに、やはり、本町においても、やはり、虐待が発生しているということですので、これにも、やはり力を入れていただきたいと思います。

で、あの、この窓口、虐待、行われているという、その、どう言ったらいいんですか、窓口というのは、これ、どこになるわけですかね。この虐待というのは、その、本人の家族もそうですけれども、やはり近隣、また、近くの方がですね、やはり通報するという、そういう通報が最近多いということなんですけれども、その場合の窓口というのは、どこになるわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 窓口は、基本的には、私とこ、健康福祉課でございます。で、もっと言うならば、子育て支援センターが担当をしております。この回答につきまして、私とこの室の方で書かせていただきました。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） で、まあ、ネットワークを作るということで、児童と高齢者で、ネットワークを作られているという、今、お話もありましたけれども、健康福祉課、保育所、幼稚園や保育所や医療機関、まあ、今、言われました高齢者、また、警察など含めてですね、その関係のネットワークを作ることによって、被害者の発見、通報対策の強化等ができると思うんですけども、そこらのネットワークというのは、できておるわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 町長、お答えされましたように、平成18年にね、要保護児童の対策協議会があったんですけども、悲しいかな、その会議はできてませんでした。それと、高齢者の虐待についても、会議はやってございません。しかしながら、要綱は、どちらもあったんです。それで、今、議員も、今日、当を得た質問をいただいておりますけれども、非常にこう、全国的にも、新聞紙上、あるいはマスコミもですね、児童虐待と合わせて、高齢者の虐待というのは、もう新聞記事がない日がないくらい、あると思います。そういう状況の中で、2つ要綱があるんですけども、もう単独にね、歩くよりかは、やはりネットワークでもって、背景としては、似たような状況もございますので、それと、要綱の中の、委員さんですね、これもほぼ、8割方同じ委員さんでございますので、同じまあ、背景を共有等して、問題に当たっていく方が、より効果的であろうということで、委員さん方ともご相談させていただいて、基本的には、バラバラにするんじゃなくて、合同でですね、会合をこれからやっていこうと。情報の正しい共有をしていこうということで、先般9月1日に、町長も出ていただきまして、会議をしたということでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。

被害者児童の保護、高齢者等の保護、救済、心のケア、まして自立支援にいたるまでの、やはり虐待プログラムというのは、これは、やっぱり、どうしても必要になってくるんじゃないかと思うんで、その点、まあ、ひとつよろしくお願いします。

また、された側、児童虐待を受けた側だけと違って、加害者である保護者に対しての、その教育指導等は、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 要綱をご覧いただいたら、柔軟には、書いてあるんですけども、先ほど、言われましたように、非常にこう、微妙な問題がありますよね。どちらの虐待もね。しかしながら、謳い文句としては、例えば、僕の隣の家で、よく大きな声が聞こえるとかね、泣き声が聞こえる。そういう時には、結果的に間違っている、いわゆる通報してくださいというのが、原則ですから、そういった部分をね、訴えていく中で、啓発して行く中で、この運動を高めていくということと合わせて、もし、今、おっしゃった、加害者と言えば、いいんでしょうかね、いじめる側が判明すれば、いわゆる判明しなければならぬ状況には、当然まあ、警察も入っていただいてね、いわゆるケア会議、別名、検討会議ですね、検討会議を具体的にして、全員の委員さんが集まるんじゃなくて、その部分に関係する団体をお寄せいただいて、実質的な会議をしていこうということで、おさえてございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 続きまして、うつ病、これは、あの、全国、先ほどお話ししましたように、5パーセントから10パーセントが、うつの可能性がありということでございますけれども、全国的に、推計250万人、その内、自殺の原因が、その20パーセントぐらい、このうつの病気の方がされているということで、本当に、大変な病気なんですけれども、これに対する相談窓口、これもやはり、健康福祉課の方ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 地道ではございますけど、私とこ、健康福祉課の方で、やってございます。

1つの例で言うならば、昨年から、1、2回、ご報告させていただいておると思うんですけども、水害にかかるですね、健康調査の関係につきましても、当然、そういった症状

の方、何人がいらっしゃいましたので、そういった分もご報告を、しかるべき時にさせていただいておる経過がございます。私とここで担当をさせていただいております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これ、二次予防策としましてですね、早期発見、早期治療が、まあ、必要なわけなんですけれども、いろんな健康診断に対して、精神疾患に対する、その、項目は、これあるわけですか。なければ、追加するというようなことは、どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 一応ですね、今やっている分につきましては、町の事業といたしましては、月1回の心のケア相談。同じような名称あるんですけれども、それから、デイケアですね、精神障害者の連絡会議、あるいは、教育委員会の関係ですけれども、心の健康づくりということで、3本の柱で、町としては、やっています。

それと、同じようなことで、龍野健康福祉事務所もですね、こちらへ来ていただいて、ドクターと一緒にですね、心のケア相談、それから、先ほど言いました、水害後のケア、ケア相談室ですね、相談と室と、また違うんですけれども、そういった取り組みをさせていただいております。そういう中で、当然まあ、水害でもそうだったんですけども、やはり気になる方については、来所されますね。まず。来所される方もいらっしゃいます。

それと、そういった情報の中で、私ども、保健師ですけれども、主に、そういう情報をお聞きする中で、当然、保健師が出向いていく場合もあります。そういった状況で、いわゆる、その、口頭的な、書いた物じゃなくって、お互い、膝をつき合わせて、お話する中で、どういう対処の仕方が、一番いいのかなというふうなことで、例えば、いついつ、来月の何日に、相談日ですよとかね。そこに一度顔を出したらとか、一度、そのドクターが、いついつ来られるから、相談されたらとかね、そういった部分で、心の病気をですね、いくらからでも軽くするような努力をしております。

しかしながら、水害の部分で言いますと、昨年、3分の2強のですね、何らかの心の病が、アンケート上では、あったんですけども、全ての、そういった回答していただいた方に、全て会うことによって、実際は、そうでもなかった。結果として、4月以降ですね、65、60人いた、心配された方がですね、実際としては、10人ちょっとで、おさまって。おさまるとい言葉悪いですけども、その後、専門的な、ドクターのですね、指示によって、定期的に、今、来所していただいて、ご相談をしているというふうな実態もございません。対面相談ですね。当然。そのことが、より効果を生む療法になっているんじゃないかというふうに自負はいたしております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、国もですね、この4月から保険適用になったということで、

認知行動療法を普及をしていくということで、国も取り組んでいるわけですがけれども、そういう認知行動療法等のことについての、復職の支援とか、リハビリに対しての、そういうのを取り入れたらどうかというようなことのお話はなかったのですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） すいません。そのことにつきましては、私はちょっと、存じ上げてございません。勉強させていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 不登校は、お聞きしましたんで結構ですけど、発達障害の件につきまして、質問させていただきます。

この発達障害の方が、子どもさん、相当やはり、増えている。まあ、全国的にも、6点数パーセントということなんですけれども、学習障害、LDや、注意欠陥多動性障害、ADHDなどの発達障害、これ、前にもお聞きしたんですけれども、5歳児健診、特に早い健診、1カ月半健診と、3歳健診が、町であるんですけれども、5歳児健診の必要性ということで、鳥取県等は、これを取り入れているということなんですけれども、早ければ、早いほど、この発達障害、直る可能性があるんですけれども、5歳児健診、どんなんですか。現在の、その、体制、予算からの問題点や課題というのがあるんですか。そこらを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今、おっしゃっておりますように、1歳半ですね、基本的には、1歳半の、いわゆる、なかよし教室と銘打っているんですけれども、そういった段階で、まずあの、お母さんとね、子どもさんとの面談、その状況の中で、いろいろなお話をする中でね、ご心配な点も、結構あるようですね。それで、そこで、いろいろ、先ほど、町長がお答えしました、いろいろな書面でのね、問診をさせていただく中で、これは、どうかという方については、たんぽぽなりにね、相談をさせていただくというふうな状況です。

それで、1歳6カ月のですね、教室については、基本的には、そう問題がなかったら、半年ぐらいで、普通は終わるんですけれども、基本的には、で、若干、問題が抱えている方についてはね、後、保健師さんとか、ドクターの指導もあったりして、半年ぐらい延ばす部分があります。当然、たんぽぽにも、並行して通われておると。

それと、今、おっしゃった、今度、3歳。3歳で、発達状況を見らる中で、まだ、依然として、そういう状況が続く方については、また、ご紹介する。それで、最終的には、実態、ちょっと、私も、全て把握しているわけじゃないんですけども、5歳児健診もですね、開設をいたしております、最終的に、就学前のね、そういう母子衛生についてのですね、母子保健についての、仕上げをですね、させていただいておるというふうな流れでございます。

ます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 本来の、この、子ども、若者支援法推進についての、まあ、協議会を設置ということで、まあ、あの、質問させていただきよんですけれども、その中に、まあ今、申しましたような、いろんな問題が、やはり、子ども、若者等についてはですね、この本町においても、やはり、漏れなく、そういうものが、現実には起こっているということなんですけれども、今回、子ども、若者支援推進法ができたということなんですけれども、これは、今回、次世代育成支援の行動計画が、5年ごとの区切りになっているんですけれども、そのことに対して、この次世代育成行動計画に、この子ども、若者育成支援推進法を、どのように入れていくか。整合性というのは、どのようにしているのか。どんなんですか。この行動計画との。行動計画では、国が、その、示した、行動計画では、駄目で、もう1つ、子ども、若者育成支援推進法を各自治体では、取り入れてはどうかというんですかね、どんなんですか。この、育成行動計画だけでは、もう、そういう子どもの育成に対して、地域が、見ていくことに対しての行動計画では、不足ということを行っているわけです。

それと、この21年度の佐用町の生涯学習活動の中でですね、初めにというところで、従来の個別分野における縦割りの対応では、限界があると。このように、まあ、お書きになっているわけなんですけれども、佐用町としましては、先ほど、話をしました、子育て支援センターと青少年育成センターとができたわけなんですけれども、そこらは、どのように、これから、取り組んでいかれるのか。ちょうどまあ、この支援行動計画が、今年は、見直しの時期になっているわけなんですけれども、そこらのことを、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（矢内作夫君） 後、1分です。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福本美昭君） あの、次世代の関係の、育成支援行動計画につきましては、今、国の方の説明につきましては、今回、子ども、若者の、育成の、その、計画を立てるに当たって、そのものに組み入れることは可能ですよという話も聞いております。

で、兵庫県の方におかれましては、その次世代育成支援行動計画、新兵庫子ども未来プランと言うんですけれども、それがまあ、子ども、若者育成支援にかかる施策の方針等を定めることによって、対応ということで、そちらの方も、県の方も、対応を、そこでされているということになります。

ただまあ、佐用町の場合におきましては、全体的な、そのものを、これまでのお話の中にもありましたように、たくさんの組織ございます。それから、まあ、実際に、そこで、動いていただいておりますし、いろんな、僕らもありますけれども、そういうような、諸々の、その団体との調整と言うんですか、そういうものと合わせて、どのようにしていくのが一番いいのかというお話。それから、それに合わせての、その、計画ですね、それにつ

きましても、次世代の方が、今年なるということを聞いてますので、それには、ちょっと、間に合わないだろうというようにも思いますし、その中で、また、調整を図って、それぞれ他の、他の施策もありますので、そういうものも見ながら、その、進めていきたいというように思ってます。

議長（矢内作夫君） はい、井上君の発言は終わりました。  
お諮りをいたします。後9名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明28日、午前9時30分より再開をいたします。本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後03時38分 散会

---